

第 2 3 5 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(平 成 3 0 年 3 月 1 2 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第3号）

○開会の日時 平成30年 3月12日 午前10時00分開議
午後 3時20分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（25人）

委員長	佐々木 肇	副委員長	岡崎 健吾
委員	原田 敏匡	委員	山本 留義
”	佐々木 隆徳	”	工藤 祥子
”	横垣 成年	”	目時 睦男
”	野呂 泰喜	”	石田 勝弘
”	菊池 広志	”	東 健而
”	佐賀 英生	”	富岡 修
”	大瀧 次男	”	中村 正志
”	濱田 栄子	”	浅利 竹二郎
”	斉藤 孝昭	”	富岡 幸夫
”	村中 徹也	”	川下 八十美
”	半田 義秋	”	菊池 光弘
”	鎌田 ちよ子		

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

市	長	宮下 宗一郎							
副	市長	鎌田 光治							
教	育	長 遠島 進							
公	営	企業	管理者	花山 俊春					
政	策	統	括	監	総	務	部	長	川西 伸二
企	画	部	長	村田 尚					
財	務	部	長	氏家 剛					
財	務	部	税	務	調	整	監	赤坂 吉千代	
民	生	部	長	中里 敬					
保	健	福	祉	部	長	瀬川 英之			

保健福祉部健康づくり推進監	徳 田 暁 子
経 済 部 長	三 上 達 規
建 設 部 長	光 野 義 厚
建設部建設技術監	高 橋 真
川内庁舎所長	二本柳 茂
大畑庁舎所長	坂 井 隆
脇野沢庁舎所長 総務部シティプロモーション推進監	浜 田 一 之
会計管理 者 総務部理事出納室長	畑 中 秀 樹
農業委員会事務局長 経済部理事	寺 島 誠
教 育 部 長	金 澤 寿々子
公営企業局長 下水道部長	萬 年 茂 昭
保健福祉部 地域包括支援センター所長	井 田 敦 子
教育委員会事務局図書館長	柳 田 論
企画部政策推進監 企画調整課長	吉 田 和 久
財務部政策推進監 財務課長	松 谷 勇
民生部政策推進監 市民課長	坂 野 かづみ
保健福祉部政策推進監 障害福祉課長	鍋 谷 久美子
経済部政策推進監 農業委員会事務局次長	金 浜 達 也
建設部政策推進監 都市政策課長	佐 藤 節 雄
教育委員会事務局 政策推進監総務課長	須 藤 勝 広
教育委員会事務局副理事 長 字 校 教 育 課 長	和 田 正 顕
公営企業局政策推進監 下水道部政策推進監	濱 谷 重 芳
公営企業局営業調整監	川 西 雅 人
総務部防災安全課長	佐 藤 孝 悦
企画部企画調整課総括主幹	青 山 論
財務部財務課資金企画室長	澁 田 剛
財務部管財課長	木 下 尚 一 郎
財務部管財課施設経営室長	飛 内 義 雄
財務部税務課長	中 村 智 郎
民生部国保年金課長	高 杉 俊 郎
民生部市民スポーツ課長	伊 藤 大 治 郎

保健福祉部介護福祉課長 老人憩の家福寿荘所長	千代谷 賀土子
経済部 シティプロモーション推進課長	松 山 勝
経済部産業振興課長 勤労青少年ホーム館長	石 田 隆 司
経済部農林畜産振興課長	酒 井 一 雄
経済部農林畜産振興課官 鳥 獣 対 策	櫛 引 道 彦
経済部水産振興課長	立 花 一 雄
経済部観光戦略課長 安 渡 光 館 館 長	杉 澤 一 徳
建設部土木課長	中 村 久
建設部土木課総括主幹	江 刺 家 格
建設部用地課長	杉 山 郷 史
建設部建築住宅課長	小 笠 原 洋 一
大畑庁舎市民生活課長	西 正 文 明
教育委員会事務局幹 総務課総括主幹	畑 中 涉
教育委員会事務局幹 生涯学習課長	吉 田 由 佳 子
教育委員会事務局幹 学校教育課総括主幹	中 居 春 雄
教育委員会事務局幹 中央公民館長	木 村 龍 次 郎
教育委員会事務局幹 川内公民館長	石 澤 修
教育委員会事務局幹 大畑公民館長	佐 藤 時 男
教育委員会事務局幹 脇野沢公民館長	三 上 修 一
教育委員会事務局幹 図書館総括主幹館長補佐	櫻 井 忍
公営企業局総務課長	野 坂 武 史
公営企業局施設課長	川 島 一 彦
公営企業局下水道課長 下水道部下水道課長	中 村 亨
総務部総務課主幹	栗 橋 恒 平
総務部防災安全課主幹	菅 原 尚 昭
財務部財務課主幹	對 馬 睦
財務部税務課主幹	宮 下 圭 一
財務部税務課主幹	対 馬 亮 子

財務部 税務課 主幹	金 田 貴 裕
財務部 税務課 主幹	遠 藤 優 子
民生部 国保年金課 主幹	古屋敷 均
民生部 国保年金課 主幹	赤 石 奈穂子
民生部 市民スポーツ課 主幹	中 村 昭 男
保健福祉部 介護福祉課 主幹	安 宅 章 子
保健福祉部 介護福祉課 主幹	池 田 雅 文
保健福祉部 地域包括支援センター医療主幹	辻 郁 子
経済部 産業振興課 主幹	小 林 睦 子
経済部 農林畜産振興課 主幹	松 尾 智 志
経済部 農林畜産振興課 主幹	高 橋 康 強
経済部 観光戦略課 主幹	畑 中 正 行
建設部 土木課 主幹	遠 藤 龍 規
建設部 用地課 主幹	小 野 太 輔
建設部 用地課 主幹	菊 池 円
建設部 都市政策課 主幹	長 内 誠
建設部 建築住宅課 主幹	川 村 利 之
建設部 建築住宅課 主幹	笠 井 俊 介
建設部 建築住宅課 主幹	大 澗 聡
大畑庁舎 市民生活課 主幹	鈴 木 明 人
教育委員会事務局 総務課 主幹	福 山 洋 司
教育委員会事務局 総務課 主幹	柏 谷 圭 則
教育委員会事務局 生涯学習課 主幹	加 藤 昭 広
公営企業局 総務課 主幹	岩 瀬 圭 吾
公営企業局 施設課 主幹	眞 野 哲 広
公営企業局 下水道課 主幹	阿 部 博 幸
下水道部 下水道課 主幹	
公営企業局 下水道課 主幹	本 田 正 大
下水道部 下水道課 主幹	
企画部 企画調整課 主任主査	徳 学
経済部 水産振興課 主任主査	渡 部 直 樹
保健福祉部 地域包括支援センター 主任主査	橋 本 徳 之
公営企業局 下水道課 主任主査	
下水道部 下水道課 主任主査	川 村 悟

教育委員会事務局 学校教育課指導主事	石川禎大
民生部市民スポーツ課主査	西田裕昭
建設部都市政策課主査	八戸啓介
総務部総務課主事	中村善光
総務部総務課主事	佐藤貴昭
総務部政策推進課主事	佐藤純也
総務部防災安全課主事	山本将史
建設部建築住宅課主事	西村透

○事務局出席者

事務局長 東 雄 二	次 長 伊 藤 泰 成
総括主幹 奥 本 聡 志	主 幹 葛 西 信 弘
主任主査 堂 崎 亜希子	主 事 山 本 翼

(午前10時00分 開議)

○委員長(佐々木 肇) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。
ただいまの出席委員は25人で定足数に達しております。

これより3月9日に引き続き議案第28号 平成30年度むつ市一般会計予算
の審査を行います。

前回は、第5款労働費までの質疑が終わっておりますので、本日は第6款
農林水産業費から審査してまいります。

それでは、第6款農林水産業費について、理事者の説明を求めます。農業
委員会事務局長。

○農業委員会事務局長経済部理事(寺島 誠) おはようございます。それで
は、第6款農林水産業費のうち、農業委員会で所管しております費目につい
てご説明いたします。予算に関する説明書の55ページをお開き願います。

第1項農業費、第1目の農業委員会費についてであります。これは農業
委員会の運営に要する経費で、主なものといたしましては、農業委員会委員
費として農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償、導入か
ら5年が経過した農地情報管理システムのサーバーをほかのサーバーへ移し
かえるためのデータ移行作業及びソフトウェアのバージョンアップを行う農
地情報管理システム環境移行整備事業費を計上するものであります。

以上が第6款農林水産業費のうち、農業委員会で所管しております費目の
説明でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長(佐々木 肇) 経済部長。

○経済部長(三上達規) それでは、第6款農林水産業費のうち、経済部で所
管しております費目についてご説明いたします。55ページをお開き願います。

まず、第1項農業費、第2目の農業総務費についてであります。これは
農林部門の職員の給与、農村公園の維持管理に要する経費でありまして、主
なものといたしましては、一般職員の給与費、農村公園管理費などとなって
おります。

次に、第3目の農業振興費についてであります。これは中山間地域の耕
作放棄等の防止などを目的とした交付金、新規青年就農者に対する交付金、
脇野沢農業振興公社の運営に係る補助金などに要する経費でありまして、主
なものといたしましては、中山間地域等直接支払交付金、農業次世代人材投
資事業交付金、むつ市脇野沢農業振興公社運営事業費補助金などとなって
おります。

次に、56ページに移りまして、第4目の農地費についてであります。こ
れは農道、水路、小規模水道施設の維持管理、ため池長寿命化計画策定など

に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、農道水路維持管理費、農村地域防災・減災事業費などとなっております。

次に、第6目の鳥獣対策費についてであります。これは野猿公苑の管理、農作物などの鳥獣被害対策に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、野猿公苑管理事業費、鳥獣害総合対策事業費、ワン（犬）ダブル・サルトラップ事業費などとなっております。

次に、57ページに移りまして、第2項畜産業費、第1目の畜産総務費についてであります。これは畜産部門の職員の給与、市有牛貸付事業運営審議会に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、一般職員の給与費などとなっております。

次に、第2目の畜産振興費についてであります。これは施設の指定管理料、水川目酪農振興基金に係る償還費の積み立てなどに要する経費でありまして、主なものとしたしましては、いのししの館等指定管理料、水川目酪農振興基金積立金などとなっております。

次に、58ページに移りまして、第3目の牧野等管理費についてであります。これは市営牧野及び畜舎の維持管理などに要する経費でありまして、主なものとしたしましては、むつ地区牧野等管理費などとなっております。

次に、第3項林業費、第1目の林業総務費についてであります。これは分収造林の売り払いに係る経費、地域森林計画対象民有林の管理に必要な情報システムの運用などに要する経費でありまして、主なものとしたしましては、分収造林売払事業費、林地台帳等整備事業費などとなっております。

次に、第2目の林業振興費についてであります。これは森林整備地域活動などに要する経費でありまして、主なものとしたしましては、森林整備地域活動支援交付金などとなっております。

次に、59ページに移りまして、第3目の造林費についてであります。これは市有林などの整備に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、直営造林事業費、森林整備センター造林事業費などとなっております。

次に、第4目の林道費についてであります。これは既存林道の維持管理に要する経費でありまして、林道管理費となっております。

次に、同じく59ページ、第4項水産業費についてご説明いたします。まず、第1目水産総務費についてであります。これは水産部門の職員の給与、青森県からの委託事務などに要する経費でありまして、主なものとしたしましては、一般職員の給与費、海面漁業月別漁獲数量調査事務費などとなっております。

次に、第2目水産振興費についてであります。これは水産業の振興を図

るための経費でありまして、主なものといたしましては、60ページに移りまして、川内町漁協ホタテガイ養殖残渣ジオサイクル事業費補助金、大畑町沿岸漁業振興対策事業費補助金などとなっております。

次に、第3目漁港管理費についてであります。これは漁港の管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、照明設備等の電気料や修繕費などの漁港管理費などとなっております。

次に、第4目漁港施設整備費についてであります。これは県が管理する漁港整備の地元負担金などでありまして、主なものといたしましては、大畑漁港の水産流通基盤整備事業負担金、正津川漁港の水産物供給基盤機能保全事業負担金、また市管理漁港の機能保全を図るむつ地区水産物供給基盤機能保全事業費などとなっております。

次に、61ページに移りまして、第5目関根漁港施設整備費についてであります。これは関根漁港の整備を図るために要する経費でありまして、主なものといたしましては、漁港施設機能強化事業費などとなっております。

以上が第6款農林水産業費のうち、経済部で所管しております費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 建設部長。

○建設部長（光野義厚） それでは、第6款農林水産業費のうち、建設部で所管しております費目についてご説明いたします。予算書56ページをお開き願います。

第5目地籍調査事業費についてであります。これは国土調査法に基づく地籍調査に要する経費でありまして、平成30年度調査予定の大字田名部字杉ノ木頭梨子地区及び二又川目の一部0.53平方キロメートルに係る測量委託料などとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。村中徹也委員。

○委員（村中徹也） 2点お尋ねいたします。

1点目は、鳥獣対策についてです。これは、今定例会の一般質問で通告しておりましたが、急遽取り下げたので、この場でお尋ねいたします。

ことしの1月5日なのですが、大畑バイパス、桜ロードの川代のローソン付近にサルが大量に出没、出現しました。私も電話をいただいて、唖然としました。ついにここまで来たのかと。大畑バイパスの川代のローソン近くです。まず1点目が、あの地域、もう関根地域の海まで来ていることを市役所のほうは認識していたのかどうか、1点お尋ねします。

2点目、法的根拠ですが、何かといいますと畜産です。牛、馬、豚という家畜の営業、また飼う場合の法的根拠。よく歌に出てくるのですが、「おら東京さ行って牛飼うだ」、銀座で牛飼うと言いますが、銀座では家畜を飼うことはできないですね。ところが、田舎に来ると飼うことができるのです。この法的根拠をご説明していただきたいと思います。

以上、2点。

- 委員長（佐々木 肇） 鳥獣対策官。
- 経済部農林畜産振興課鳥獣対策官（櫛引道彦） ただいまの村中委員のお尋ねにお答えします。

川代に出没していますK○2群に関しては……

（「K○2」の声あり）

- 経済部農林畜産振興課鳥獣対策官（櫛引道彦） はい、K○2という群れで、66頭おります。遊動域としましては、薬研から湯坂下、関根橋を遊動域にしております。ということで、その出没するという認識はっております。
- 委員長（佐々木 肇） 村中徹也委員。
- 委員（村中徹也） 再質疑いたします。

銀座で牛を飼うというのは、あれだけ答えてもらえばいいです、法的根拠。いいですか、半径、直径何メートルに何千人の人口がいたら、そこは家畜を、豚、牛、馬を飼ってはいけないという法律があるのです。それを答えてもらえるだけでいいです。半径幾らで、そこに人口が何人いれば、家畜を飼ってはいけないということがあつたのです、法律で。ここに六法全書ありますから、それ見ればわかるのですが、あなた方に言ってほしいのです。

サルですが、認識しているのはわかりました。そうしますと、私が一番心配しているのは、もうあそこまで来ますと、関根浜、出戸、川代、鳥沢、あそこの港に来るのは時間の問題なのです。この対策は、どのような対策を講ずるのか、ひとつお聞きします。

以上、2点お願いします。

- 委員長（佐々木 肇） 経済部長。
- 経済部長（三上達規） お答えします。

まず、サルのほうにつきましては、先ほど鳥獣対策官から答えたとおりなのですけれども、第二種特定鳥獣管理計画でK○2群というふうに名前をつけられている一群です。小目名とか、それから関根橋、それから高梨、新田付近を活動域としているサルについてはK○2群というふうに呼ばれておりまして、大畑につきましては、もともとは釣屋浜とかそちらのほうはサルの出没が多かつたのですけれども、対策が進むにつれて、その大畑の東側とい

いますか、むつの関根のほうにどんどん、どんどん近づいてきているという
ような状況が事実としてあります。そういう意味もございまして、今年度新
たな事業として、モンキーベアドッグを購入する事業、それから大量のサル
を捕獲している実績を上げている大型のおりを購入する事業を新規事業とし
て予算計上しております。そういったことで新たにサルの出没が大量に見ら
れる地域におきまして、集中的に監視しながら、被害をこれ以上起こさない、
防ぐというようなことに努めていきたいと。

先ほどある程度野猿監視人が毎日一応パトロールして、サルに発信器を取
りつけておりまして、その電波をキャッチする受信機で、1月の段階ではわ
かってはいなかったのですけれども、その後電波を確認して、どの辺に出没
しているとか活動しているというのは把握できている場合もあると。ただ、
自然のものでありますから、毎日毎日把握できているというわけではないのです
けれども、把握については毎日あの辺パトロールしているというような状況が
ございますので、ご理解いただきたいと。

法的根拠につきましては、今手元にその法律の条文等がないので、正確な
説明はちょっと難しいのですけれども、後日説明の機会をいただければ、改
めて確認させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 3点ほどお尋ねさせていただきます。

まず、58ページの農林水産費の林業総務費のところ、林地台帳等整備事
業費ということで、これは私12月議会で一般質問したときに、こういったも
のを来年度はつくるということで回答いただきました。これは、ことし1年
でできるものかどうかということ、何年かかけての計画なのかということ
をまずお聞きいたします。

それから、農業のほうで55ページ、農林振興費、農業次世代人材投資事業
費というところで、ここをもう一度詳しく教えていただきたいなと思いま
す。農業委員会もありますので、農業については耕作放棄地等についてはし
っかり管理されているのかどうか、また新たに農業を始めたい方が、例
えば農地を借りたいというときは、スムーズに紹介等していただけるのか、
そこをお聞きいたします。

もう一点ですけれども、漁業の振興費のところでお聞きします。水産振興
費です。59ページ、ナマコみまもり事業費というのがありますけれども、
実際これから、今のところは例えばホタテ等も値段の高騰で水揚げはふ
えております。このホタテ、実は50年ほど前にホタテ自体はこの陸奥湾
でも自生し

ていたのですけれども、ホタテのふ化と養殖の研究所が大湊地域にありました。これは、県の研究所でありますけれども。私はそのとき、私も高校生時代あったわけですが、研修に行きまして、自生しているものを別にふ化したり、それから培養したりする必要はないのかなどそのときは思っていました。でも、50年たった今、青森県のホタテがもうイカの生産を抜いて、水揚げもかなり大きくなってきました。ですから、今自生しているもの、資源が減少しているものに対して、やっぱりふ化事業というのはこれからの世代を考えたときには、もっと力を入れていかなければならないなと思っています。

この前脇野沢でクロソイのふ化が、後継者がなくて終わってしまったとありますけれども、今後このふ化事業に対して、県と連動しなければならないと思いますけれども、部長いらっしゃると思いますので、得意の分野だと思います。何かそういう発展的な考えはないのか、ちょっとお聞きします。

○委員長（佐々木 肇） 農林畜産振興課長。

○経済部農林畜産振興課長（酒井一雄） お答えいたします。

1点目の森林台帳整備等の事業でございますけれども、法律によって平成31年度の4月から市民に公開するようになるということで改正されておりますので、新年度において約2万6,000件ほどの情報をシステムに打ち込むというような、それを委託するという事業でございます。

2点目の農業次世代人材投資事業費についてでございますが、就農時に45歳未満の方が5年間にわたって農業経営に入るまでの準備期間において、1人当たり150万円の支援を行うと。夫婦でやりますと、奥様のほうは75万円で、合わせて225万円で5年後に農業に携わるということで、5年間支給して応援していくというような形で、今年度は10農家。初めて今年度2農家が5年満期で卒業し、新年度は新たに4農家がこの事業を使うということで予定しておりますので、新年度は12軒の農家の予定で予算を組んでおります。

あと、農地のほうがスムーズに借りられるのかということでございますけれども、今農地中間管理事業に力を入れまして、農業に適した農地でも農業経営ができない方々の農地をその農地中間管理機構が借り上げて意欲のある農家に貸し出すというような形での事業が農地中間管理事業ということで取り組んでおります。まだ数年しかたっておりませんので、まだまだ足りないかと思っておりますけれども、そういうことを活用しながら、スムーズに農地の貸し借りができるように努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 水産振興課長。

○経済部水産振興課長（立花一雄） ナマコのふ化事業についてご説明します。

ナマコのふ化事業につきましては、まず県の八戸市にあります栽培漁業をしている第三セクターでございます。そこでまずはふ化させて、稚魚まで育てて各漁協に販売しているという事業がありまして、むつ市の漁協につきましても、そこから購入して放流しているということがあります。

それから、あとふ化に関しましては、川内町漁協なのですけれども、こちらが積極的にやっております、漁業者自ら親ナマコを採捕してきて、ふ化させまして育てております。昨年からは、そのふ化したものをある漁港の中で、ある一定程度まで大きくして、それから放流するというようなこともやっております。それから、あと川内地区につきましては、ホタテの養殖かごにナマコが実は育ってまして、大きいのだと5センチぐらいまで育ったものとかもあります、この春先に水揚げするときに、そのナマコがあるものですから、それを拾い上げて、それを海に持って行って放流しているというようなこともやっております。

それから、あと資源をふやそうということで、ホタテガイの貝殻を海底に敷設して、小さいナマコが育ちやすいというような環境整備、漁場整備も行っております。そういったことで、陸奥湾の宝ですので、ナマコを大事に今育てているという現状がございます。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） わかりました。川内のナマコは、かつてこの地域の豪商たちが干しナマコとして中国に輸出していた実績もありますので、ブランドとして十分育てていただきたいなと思います。地域の特性で、ナマコが成長しやすい地域ですので、それはよろしく願いいたします。

例えば農業のことでちょっとお聞きしますけれども、ふ化のことは、また後で一般質問ということでさせていただきます。

農業のことですけれども、今農家さんというちょっと説明がありましたので、これまで農家でない方が農業に参入していきたいとなったときに、どういう手順を踏んでいけばいいのかということ詳しく、違う分野の方がこの次世代の活用をしたいというときは、窓口としてはそちらに行けばよろしいのでしょうか、お願いします。

○委員長（佐々木 肇） 農林畜産振興課長。

○経済部農林畜産振興課長（酒井一雄） お答えいたします。

農業をやっていない方が農業に参入したいという次世代、この事業ですけれども、一般的には県の行っている事業で、準備型というのが2年間あって、

それを経験豊富な農家とか、農業法人とかで2年間勉強して、その間もそういう資金の応援が県のほうでございます。それを卒業して、今度は自分がその経験を生かして新たに農業を行うというような形で、認定新規就農者ということで認定をまずしていただいて、計画書なりをつくって、こういうことをやりたいという形で、それを認定されると初めてそういう事業に乗れるような権利が、権利というか、そういうことになります。直接全く素人でやりたいという方もいるかと思うのですけれども、そういう方でも認定新規就農者にならないければならないものですから、なるためには計画書を出して、それを市も入って、県とかいろんな機関でもんで、それでいけるということで承認されますと、そういう事業に乗れるということです。一般的には準備型で経験して、それから経営型という形がほとんどでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員長（横垣 成年） 2点ほどお願いします。

59ページの水産振興費で、トド漁業被害防止対策事業費があるのですが、昨年、その2年前もこういう事業はなかったのですが、今回計上した理由をお聞かせ願いたいと思います。しばらく被害はないかなと思っていたのですが、よろしくをお願いします。

それと2点目ですが、次の60ページで、昨年度も聞きましたが、海岸漂着物対策推進事業費は、若干去年よりは金額が少なくなっているのですが、そのわけと、またその清掃する地域は、去年と大体同じ地域なのかどうか、よろしくをお願いします。

○委員長（佐々木 肇） 水産振興課長。

○経済部水産振興課長（立花一雄） まずトドの被害防止対策事業費につきましてですが、この事業、毎年やっております、昨年も一昨年もここ何年もやっております。被害につきましては、ことしは確かに確認はされておりませんが、トド、アザラシとかは目撃情報がございまして、それをこの事業で威嚇すると。漁船にハンターが乗り込んでいきまして、見つけたら威嚇するという事業になっておりまして、幸い被害のほうは今ございません。

それから、海岸漂着物の推進対策事業費でございまして、確かにおっしゃるとおり、事業費のほうは少し下がったということなのですが、これ実は国の補助金を利用してございまして、補助金が下げられるといたしますか、ちょっとつくってきたということで需用費のほうは下がってしまったということでございます。

以上です。

(「地域、地域」の声あり)

○経済部水産振興課長(立花一雄) 済みません。それから、清掃する地域でございますけれども、昨年、これまで並みですが、同じ中野沢海岸、金谷沢、浜奥内海岸、大畑漁港海岸、それから大畑漁港の釣屋浜海岸、あと木野部海岸、脇野沢の漁港海岸、それから褓川、桧川海岸を対象として予定しております。

以上です。

○委員長(佐々木 肇) 横垣成年委員。

○委員(横垣成年) 海岸漂着物の件ですが、大体昨年と同じような地域でございますが、その同じ地域というのは、1回、2回やっただけではなかなかきれいにできないということで、同じ地域なのか。私がちょっと気になっているのが、たまたま脇野沢の源藤城の奥の浜のほうに行ったら、物すごいいごみがありまして、ですので、昨年と同じような地域だけではこの下北半島というか、むつ市の海岸の清掃はとても間に合わないなと思っておりますから、そこのところをもう少し市として現地を調査して、何か計画的に進めるという形でやられているのかどうかということと、やっぱり国、県の補助金だけでやるというだけでは間に合わない部分もあるかと思うので、やっぱり市のほうも50万円とか100万円とかという、そういう金額を上乗せして取り組むということも検討すべきだと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○委員長(佐々木 肇) 水産振興課長。

○経済部水産振興課長(立花一雄) お答えします。

海岸の管理につきましては、市が管理しているところというのは、実はそんなに多くなくて、漁港海岸だけでございまして、それ以外は実は海岸管理者が県ということがまずあります。そして、県が本来こういう清掃をやるべきところだと思うのですけれども、市のほうでその補助金を活用してやっているという実情がありますので、そちらについては会議等でもっと範囲を広げられないかというようなことを申していきたいというふうに考えております。

あと海岸の漂着物、毎年ということなのですが、やはりこれ風とか潮で来るものですから、こちらで出したものではなくて、遠いところだと中国、北朝鮮のほうからも来るようなものがありまして、いたし方ないというような部分もございます。

以上でございます。

○委員長(佐々木 肇) 横垣成年委員。

○委員(横垣成年) いたし方ないということで答弁が終わりましたが、県が

管理するということではありますが、ただ市は市として、その市のエリアの中の海岸にごみがたまって、そのまま放置するという立場でなくて、やっぱり市が県と協議をしながら市内の美化に努めるというか、そういう立場で考えるならば、国、県任せというのではなくて、市は市なりにとにかく県の職員と一緒に全部というか、きちんと現状を把握しながら計画的にぜひ進めてもらいたいなど。

私も県のほうに要望に行った際には、この件も話をきて、県もそれなりに協力していくと、補助金を今後とも続けていくというふうな答弁もあっておりましたので、ぜひ協力して、むつ市内、きれいな浜を目指してもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで第6款農林水産業費についての質疑を終わります。

次は、第7款商工費について、理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（三上達規） それでは、第7款商工費についてご説明いたします。予算に関する説明書の62ページをお開き願います。

第1目商工総務費についてであります。これは商工部門の一般職員の給与費となっております。

次に、第2目商工振興費についてであります。これは中小企業等の振興を図るための経費などでありまして、主なものといたしましては、むつ商工会議所など商工団体への補助金、中小企業融資特別保証制度原資預託金などとなっております。

次に、第3目観光費についてであります。これは観光施設等の管理運営に要する経費及び観光の振興に要する経費でありまして、主なものといたしましては、63ページに移りまして、観光施設管理費、夜景観光推進事業費、クルーズ船歓迎事業費、下北ジオパーク台湾メディアプロモーション事業費などとなっております。

次に、第4目消費者行政推進費についてであります。これはむつ市消費生活センターの運営費などでありまして、主なものといたしましては、消費生活相談員への報酬などとなっております。

次に、第5目むつ来さまい館等管理費についてであります。これはむつ来さまい館、イベント広場及びむつ下北観光物産館の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、3施設の指定管理料などとなっ

ております。

次に、64ページに移りまして、第6目産業振興費についてであります。これはむつ市の産業振興及び物産の宣伝振興などに要する経費でありまして、主なものとしたしましては、「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業費、全国販路開拓支援事業費、むつ市のうまい！ステップアップ事業費などとなっております。

次に、第7目北の防人管理費についてであります。これは安渡館、海望館、みどりのさきもり館、式番館及び水源池公園の北の防人大湊エリアを一体管理するための経費でありまして、主なものとしたしましては、北の防人管理に係る臨時職員の賃金など、北の防人管理事業費などとなっております。

以上が第7款商工費の費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

64ページの北の防人管理費ですが、安渡館だとかいろいろなを一括管理するというので、新たにこの項目を設けたのでありますが、これは昨年度の予算と比べて大体同じ金額なのかどうかというのを確認させていただきます。

○委員長（佐々木 肇） 観光戦略課長。

○経済部観光戦略課長安渡館館長（杉澤一徳） お答えいたします。

平成30年度から北の防人管理費ということで、今まで別々の課で積算していた予算を取りまとめてございますので、平成29年度と比較しますと、減額の予算要求ということになります。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか、濱田栄子委員、手短に。

○委員（濱田栄子） 観光費の63ページの釜臥山展望台のところでちょっとお聞きします。

改修費の数字がのっているわけですがけれども、これの利用者等はわかりますでしょうか。改修費なのですがけれども、そんなに大きい金額でもないの、どの程度改修するのかお聞きします。やっぱり釜臥山のアゲハチョウというのが、むつ市では夜景の中ではオンリーワンだと思うのです、アゲハチョウの形をしているということで。もっとアゲハチョウをアピールして、むつ市の一つの大きな顔になるような形でアゲハチョウをアピールして、そして来たらアゲハチョウを必ず見ると。そのアゲハチョウにこれからストーリーというのをつけていって、もっともっと宣伝すべきと思いますけれども、この

辺のところの改修費、どの程度まで考えているのかお知らせください。

○委員長（佐々木 肇） 観光戦略課長。

○経済部観光戦略課長安渡館館長（杉澤一徳） お答えいたします。

まず、釜臥山展望台の利用客数ということですがけれども、例年2万2,000名から2万3,000名程度のお客さんにご利用いただいております。平成29年度につきましては、積雪の影響でオープンが6月3日と非常に遅くなったのですけれども、それでも2万2,526名の方にご利用いただいております。

そして、改修の内容ということでございますが、こちらは今釜臥山展望台のトイレがまだ和式で使い勝手で悪いということで、これのトイレの洋式化を予定しております。

あと今後の展望台の活用ということで、我々といたしましても、夜景を見ていただくということは、当然夜見ることになります。そうしますとむつ市、または下北半島の中に宿泊していただける観光客がふえるということがございますので、そちらのほうを見越して、トイレを直して利用客の増に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） この夜景がまだ有名になる前なのですけれども、私もそこに上ってみたいなと思って、車で一度上ったことがあります。帰りちょっと運転が未熟なものですから、ブレーキをかけ過ぎて、最後ブレーキがきかなくなって怖い思いをして帰ってきた思いがありますので、この道路の整備等とかはどういうふうになっているのでしょうか。ここはちょっと違うのですか。では、今回はそのトイレの改修だけで、あとは何もやらないということですか。

○委員長（佐々木 肇） 観光戦略課長。

○経済部観光戦略課長安渡館館長（杉澤一徳） お答えいたします。

平成30年度は、とりあえずトイレの改修ということになります。将来的には、予算との兼ね合いということもございしますが、バリアフリーの対応、できれば展望台の前にバリアフリーで夜景が見られる場所をつくりたいと考えておりますが、今後の検討の中でその辺は決めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで第7款商工費についての質疑を終わります。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 42 分 休憩

午前 10 時 43 分 再開

○委員長（佐々木 肇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第 8 款土木費について、理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（光野義厚） それでは、建設部が所管しております第 8 款土木費についてご説明いたします。予算書の 65 ページをお開き願います。

まず、第 1 項土木管理費についてご説明いたします。第 1 目土木総務費についてであります。これは建設部一般職員 28 名分の給与費などとなっております。

次に、第 2 目建築総務費についてであります。これは建築住宅課一般職員 12 名分の給与費などとなっております。

次に、第 2 項道路橋りょう費についてご説明いたします。第 1 目道路橋りょう総務費についてであります。これは道路や橋りょうの管理に係る経費でありまして、主なものといたしましては、街路灯の電気料及び器具修繕などに要する経費、街路灯 LED 化事業などに要する経費となっております。

次に、66 ページ、第 2 目土木維持費についてであります。これは市道及び水路等の維持補修や除排雪業務などに係る経費でありまして、主なものといたしましては、16 カ所の側溝整備等道路維持工事費、除排雪後の穴埋め等の道路維持補修費、除排雪委託及び大畑地区の除雪車購入などに要する経費となっております。

次に、第 3 目用地管理費についてであります。これは道路や水路等の用地取得及び管理に係る経費でありまして、主なものといたしましては、道路用地測量委託料、市道及び排水路用地の土地借上料などとなっております。

次に、第 4 目道路新設改良費についてであります。これは国からの道路整備交付金等により施工する道路の改良に係る経費でありまして、主なものといたしましては、2 カ所の側溝整備事業、大橋架け替えに係る設計、荒川橋架替工事などの橋梁長寿命化修繕事業、大畑地区道路整備事業として兔沢・関根橋線改修に係る工事などに要する経費となっております。

次に、67 ページ、第 5 目特定交通安全施設整備費についてであります。これは市町村に交付されます交通安全対策特別交付金による交通安全事業に係る経費でありまして、主なものといたしましては、カーブミラー補修、市道の区画線設置工事に要する経費となっております。

次に、第 3 項河川費についてご説明いたします。第 1 目河川総務費についてであります。これは市が管理する河川等の維持管理に係る経費や、青森

県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金等の経費でありまして、主なものとしたしましては、市内における河川の草刈り等維持管理に係る委託料、青森県が実施しております川守地区ほかの急傾斜地整備事業負担金などとなっております。

次に、第2目河川改修費についてであります。これは市が管理する河川等の整備に係る経費でありまして、主なものとしたしましては、柳町地区排水路及び旭町地区排水路整備、高野川護岸整備に係る工事などに要する経費となっております。

次に、第4項港湾費についてご説明いたします。第1目港湾総務費についてであります。これは各種協会の会費となっております。

次に、68ページ、第5項都市計画費についてご説明いたします。第1目都市計画総務費についてであります。これは都市計画審議会に係る経費や各種協会の負担金及び下水道事業特別会計への繰出金等の経費でありまして、主なものとしたしましては、下水道事業への繰出金のほか、都市計画基礎調査事業などに要する経費となっております。

次に、第2目公園管理費についてであります。これは市内都市公園等の維持管理に係る経費でありまして、主なものとしたしましては、清掃などの維持管理業務、運動公園の遊具改修などの公園施設長寿命化対策事業に要する経費となっております。

次に、第3目駅前広場管理費についてであります。これは下北駅及び大湊駅前広場の維持管理に係る経費でありまして、主なものとしたしましては、駅前広場に係る電気料、清掃業務、区画線更新工事等に要する経費となっております。

次に、69ページ、第4目かわうちまりんびーち管理費についてであります。これはかわうちまりんびーちの維持管理に係る経費でありまして、主なものとしたしましては、海水浴場管理業務、植栽維持管理業務に係る委託料などとなっております。

次に、第5目街路整備費についてであります。これは平成25年度から実施しております都市計画道路横迎町中央2号線整備事業に係る経費でありまして、主なものとしたしましては、道路整備に係る工事請負費、事業用地取得費、物件移転補償費などとなっております。

次に、第6目大湊地区居住誘導区域整備費についてであります。これはおおみなと臨海公園内において民間主導によるにぎわい創出のための公園整備であります公募設置管理制度、いわゆるPark-PFIに係る経費でありまして、主なものとしたしましては、民間事業者への負担金などとなっております。

おります。

次に、第6項住宅費についてご説明いたします。第1目住宅管理費であります。これは市営住宅全20団地533戸の維持管理に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、市営住宅の修繕、維持管理等に要する経費となっております。

次に、70ページ、第2目市営住宅建設費であります。これは市営住宅緑町団地及び川内・木団地並びに（仮称）田名部まちなか団地建設事業に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、市営住宅緑町団地14号棟1棟5戸建設に係る工事請負費などとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 何点かお願いします。

66ページの土木維持費でございますが、道路等維持補修費で砂利道舗装とか解消しているかと思うのですが、今年度のその予定の地域を教えてくださいとしたいと思います。

それと、現状砂利道舗装がどのくらいで、あと砂利道が残りどのくらいなのかという現状を教えてくださいとしたいと思います。

それと、同じページの道路新設改良費のところにも大湊の坂道対策がのっているのですが、今回のっていないということは、長期計画でありましたが、大体平成29年度で終了したということによろしいのかどうかということです。

それと、69ページの住宅管理費の市営住宅の維持管理費でございますが、これいつもは1,500万円以上が計上されて、だんだん少しずつ減らされてきているような、今回は1,300万円のような気がするのです。できればまだ水洗化されていない市営住宅の水洗化改修工事などをぜひ検討してほしいと思うのですが、そこのところを、検討されているのかどうかというのをお聞きしたいと思えます。

それと、その次の70ページで田名部まちなか団地で、大体田名部の品ノ木市営住宅もここに移るのかなと思うのですが、そして既に緑町団地のほうに移った昭和町団地の跡地、その跡地の今後の利用、何か考えているのがあれば教えてくださいとしたいと思います。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 土木課長。

○建設部土木課長（中村 久） お尋ねにお答えいたします。

維持補修費の予定の地域ということになります。これは市内一円、市で管理しております道路等について、適宜維持補修していきたく思っております。

続きまして、舗装率ということよろしいでしょうか。平成29年4月時点での舗装ということでお答えさせていただきます。舗装率は、全体で71.8%となっております。

もう一点、大湊坂道対策の件でございますが、予定していた箇所につきましては、平成29年度で完成ということで、平成30年度は予算等計上しておりません。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 建築住宅課長。

○建設部建築住宅課長（小笠原洋一） まず、水洗化の検討ということについてお答えいたします。

昨年度改定しましたむつ市公営住宅等長寿命化計画にのっとりまして、あくまでも老朽化した団地に関しましては、将来的な建て替えのほうに移行になりますので、金谷団地、川守町団地のような非木造の建物に関しましては、計画の中で順次更新していきたく思っております。

続きまして、昭和町団地跡地の今後の利用計画でございますけれども、今現在は冬期間の除雪の堆積場として活用させていただいておりますけれども、今後は建て替え計画等も順次にらみながら、再編の中で必要性等を総合的に判断して、住宅の建設等も含めて今後維持管理をまだしていきたく思っております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 道路の砂利道のほうであります。道路と維持補修費は市内全域という言葉でございましたが、砂利道を解消するという予定があるところがあれば、それをお聞きしたいなということでございました。

そのところと、それと舗装率は全体で71.8%という答弁だったのですが、これ平成28年度の予算で聞いたときの答弁と同じ比率なのです、71.8%。ということは、ほとんどこの平成28年度、平成29年度の2年間で砂利道が解消されていなかったということよろしいのかどうかということと、できれば旧むつ市が何%、川内が何%、大畑が何%、脇野沢が何%かというので、ちょっとそこも分けて舗装率のほうをお答えいただければなというふうに思います。

それと、市営住宅の昭和町跡地の部分ですが、そういう答弁でございませ

たが、ぜひとも有効活用してほしいなというのがあります。あそこは、本当に地の利がよくて、マエダも近いし、お風呂屋さんもそう遠くはないということで、できれば団地、市営住宅なり、それともあそこら辺は公園がないので、都市公園にするとか、ぜひそういう形で有効活用してほしいなというのをちょっと要望させていただきます。

砂利道のほうをよろしくお願いします。

○委員長（佐々木 肇） 土木課長。

○建設部土木課長（中村 久） お答えいたします。

砂利道の解消等につきましては、工事等でもって解消を図っているところではありますが、パーセンテージまでいかない程度の新規舗装しか現在しておりませんでしたので、パーセンテージのほうにははね返ってこないだけで、実際にやっていないわけではございませんので、その辺ご理解賜りたいと存じます。

それから、各地区別の舗装率につきましては、むつ地区90.1%、川内地区48.9%、大畑地区49.8%、脇野沢地区58.3%となっております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） それでは、平成30年度の予算で砂利道が解消されるところを教えていただければなと思います。何カ所、大体どの地域かというのを、予定があればよろしくお願いします。

○委員長（佐々木 肇） 土木課長。

○建設部土木課長（中村 久） 平成30年度の予算でもって小川町地区の道路の一部、それから横迎町地区の道路の一部ということで舗装工事を予定しております。以上、2カ所になります。

あとは、側溝整備等のほうの工事が優先されますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 70ページの市営住宅建設費のところでお聞きしますけれども、大畑の市営住宅についてはどういう計画になっているのかお知らせください。

○委員長（佐々木 肇） 建築住宅課長。

○建設部建築住宅課長（小笠原洋一） お答えいたします。

昨年度むつ市公営住宅等長寿命化計画を改定しております。その中で大畑の外山団地につきましては、本長寿命化計画の期間以降における建て替えを前提とした当面維持管理ということで位置づけております。したがって、

期間内はあくまでも具体的な維持管理に努めることとして、交付金等の配分状況等もございますけれども、火災報知設備の更新、ガス設備の更新等々を計画しております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） なぜその長寿命化計画の中のその範囲に入らなかったかという、長寿命化というか、その建て替えの計画の中に入らなかったかということをお知らせください。ここもかなり老朽化しておりまして、トイレももちろんくみ取り式だったと思うのですけれども、かなり苦情も上がっています、床のほうとか、結露とか、カビとかぼろぼろの状態ですので、そういった要望等は来ていないのでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 建築住宅課長。

○建設部建築住宅課長（小笠原洋一） お答えいたします。

まず要望等の有無ですけれども、ございます。通常の計上でも予算措置しております維持修繕費の中で個別に対応している状況でございます。

それと、その長寿命化計画の中にはあくまでも維持修繕という形で位置づけておりますので、今建て替えというものに関しては、あくまでも今進んでいます緑町団地、川内・木団地、その後に田名部まちなか団地、それ以降という形で検討していきたいと考えておりますので、ご了解ください。

○委員長（佐々木 肇） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） それは、具体的には何年という形になりますか。済みません、私きょう資料をちょっと、そこを見てきていませんでしたので。

○委員長（佐々木 肇） 建築住宅課長。

○建設部建築住宅課長（小笠原洋一） お答えいたします。

昨年度改定いたしました長寿命化計画は、あくまでも2017年度から2026年までの10年間とされております。ただし、5年程度で改定をしておりますので、そのときの状況を総合的に判断して、位置づけも優先順位も変わるものと考えておりますので、ご了解ください。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 1点だけお聞きいたします。

67ページのカーブミラーのことですけれども、カーブミラーの要求がさまざま多数寄せられていますけれども、今年度の130万円というのは何カ所なののでしょうか。補修も何カ所なののでしょうか。まずお聞きします。

○委員長（佐々木 肇） 建設部長。

○建設部長（光野義厚） カーブミラーの件でございますけれども、町内会の

ほうからもいろいろ要望あります。今年度は70万円ということで計上しておりますけれども、これ一式ということで、この要望なんかをいろいろ検討しながら、必要な箇所に設置したいと考えております。何カ所ということは、まだこれからということですよ。

○委員長（佐々木 肇） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） そして、順番はどのように、町内会との話し合いの中で決めていくということなののでしょうか。私も一般質問で大湊駅前のことで要望を上げたこともありますし、共産党としても要望箇所を具体的に地図に書いて提示したこともあるのですが、この金額では足りないと思うのですが、どのようなことで判断しているのでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 建設部長。

○建設部長（光野義厚） お答えいたします。

町内会の要望を踏まえまして、緊急性だとか安全性だとかいろいろ考慮しまして決めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（佐々木 肇） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） それでは、要望としては何カ所ぐらい現在上がっているのでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 土木課長。

○建設部土木課長（中村 久） この交通安全事業のカーブミラー等の要望等につきましては、建設部のほうで要望を取りまとめてはおりません。民生部のほうで要望を取りまとめておいて、うちのほうは工事だけを担当するということになっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで第8款土木費についての質疑を終わります。

説明員交代のため11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○委員長（佐々木 肇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第9款消防費について、理事者の説明を求めます。政策統括監。

○政策統括監総務部長（川西伸二） それでは、総務部が所管しております第9款消防費、第1項消防費についてご説明いたします。予算書の71ページを

お開き願います。

まず、第1目の常備消防費についてであります。これは下北地域広域行政事務組合に対する負担金でありまして、主なものといたしましては、消防本部28名、むつ消防署51名、大湊消防署28名、大畑消防署28名、川内消防分署22名、脇野沢消防分署16名、計173名の消防職員に係る人件費などとなっております。

次に、第2目の非常備消防費についてであります。これは消防団事務を委託しております下北地域広域行政事務組合に対する委託料でありまして、主なものといたしましては、むつ消防団440名、川内消防団280名、大畑消防団189名、脇野沢消防団118名、計1,027名の団員に係る報酬、費用弁償などとなっております。

次に、第3目の水防対策費についてであります。これはむつ、川内、大畑及び脇野沢の4地区の水防倉庫に災害時用として備蓄保管されている資機材の補充や災害時の応急措置のための土のう等に要する経費であります。

次に、第4目の防災対策費についてであります。これは防災対策全般に要する経費でありまして、主なものといたしましては、災害用備蓄食料の購入に係る経費、防災行政用無線放送施設に係る電気料等及び設備保守点検に係る業務委託料、自主防災組織結成時に助成する防災対策資機材に係る経費、Jアラート新型受信機導入に係る経費、青森県防災ヘリコプター連絡協議会負担金などとなっております。

次に、第5目の消防施設整備費についてであります。これは防火水槽及び消防団車両等の整備に要する経費でありまして、主なものといたしましては、むつ消防団第15分団の消防ポンプ自動車の購入費などとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで第9款消防費についての質疑を終わります。

次は、第10款教育費について、理事者の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） それでは、第10款教育費のうち、教育委員会が所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の72ページをお開き願います。

まず第1項教育総務費、第1目の教育委員会費についてであります。これは教育委員の報酬のほか、教育委員会の運営などに要する経費であります。

次に、第2目の事務局費についてであります。これは教育委員会事務局

職員等の給与及び教育一般管理に係る事務事業に要する経費でありまして、主なものといたしましては、小・中学校の施設に係る建物災害保険料などの教育一般管理費及び市内の高等学校に通う高校生のうち、難関大学や医学科への進学を希望する生徒を支援するためのまさかり高校医学部進学・特進コース事業費などとなっております。

次に、第3目の義務教育振興費についてであります。これは児童・生徒への教育活動や支援に要する経費でありまして、主なものといたしましては、小中一貫教育推進事業費、外国語指導助手派遣事業費、スクールサポーター配置事業費及び子ども夢育成基金事業費などとなっております。

次に、73ページに移りまして、第4目の教育研修センター費についてであります。これはむつ市教育研修センターの管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、教育相談員及び自立支援相談員の人件費等の教育相談関係費及びその他の管理運営費などとなっております。

次に、74ページに移りまして、第5目の学務管理費についてであります。これは児童・生徒の入学等の手続や就学援助及び奨学金の貸し付けなどに係る事務事業に要する経費でありまして、主なものといたしましては、奨学金貸付事業費、準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費などとなっております。

次に、第6目の教員住宅管理費についてであります。これは教員住宅21戸に係る共用部分の電気料、修繕料などに要する経費となっております。

次に、第2項小学校費、第1目の小学校管理費についてであります。これは小学校13校の管理運営に要する経費でありまして、主なものは学校管理運営費、スクールバス運行管理費、パソコン及び周辺機器とソフトウェアを2年間で半数ずつ更新するための小学校校務用パソコン等更新事業費などとなっております。

次に、75ページに移りまして、第2目の小学校教育振興費についてであります。これは小学校13校の教材備品や学校図書などの購入に要する経費であります。

次に、第3項中学校費、第1目の中学校管理費についてであります。これは中学校9校の管理運営に要する経費であります。主なものは、学校管理運営費、スクールバス運行管理費、田名部中学校のエレベーター設置工事及び下水道接続工事を行う中学校整備事業費、耐用年数を経過している田名部中学校の暖房用ボイラーを改修する中学校大規模改修事業費、パソコン及び周辺機器とソフトウェアを2年間で半数ずつ更新するための中学校校務用パソコン等更新事業費などとなっております。

次に、76ページに移りまして、第2目の中学校教育振興費についてであります。これは中学校9校の教材備品や学校図書などの購入に要する経費であります。

次に、第3目の関根中学校建設費についてであります。これは5月に完成予定の関根中学校建設事業費となっております。

次に、第4項社会教育費、第1目の社会教育総務費についてであります。これは社会教育の推進及び生涯学習の振興に要する経費でありまして、主なものといたしましては、海と森ふれあい体験館指定管理料、子供を地域で見守り放課後等の居場所づくりを推進する放課後子ども教室推進事業費などとなっております。

次に、77ページに移りまして、第2目の公民館費についてであります。これは中央、川内、大畑、脇野沢の4公民館と地区公民館21館の管理運営費及び4公民館が行う主催事業の開催に要する経費であります。

次に、第3目の図書館費についてであります。これは図書館本館及び川内、大畑、脇野沢地区にある3分館の管理運営費及び映画監督川島雄三生誕100年記念事業費などの主催事業の開催に要する経費であります。

次に、78ページに移りまして、第4目の文化振興費についてであります。これは芸術文化の振興、文化財の保護及び文化財収蔵庫の管理などに要する経費であります。主なものといたしましては、文化財収蔵庫管理費、二枚橋2遺跡出土品保存修理事業費、重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業費などとなっております。

次に、第5目の視聴覚振興費についてであります。これは中央公民館にある視聴覚ライブラリーの管理運営に要する経費であります。

次に、79ページに移りまして、第6目の下北自然の家管理費についてであります。これはむつ市下北自然の家の管理運営に要する経費でありまして、主なものは下北自然の家指定管理料などとなっております。

次に、第5項保健体育費のうち、教育委員会が所管する費目についてご説明いたします。

まず、第2目の学校保健費についてであります。これは児童・生徒及び教職員の健康診断やけが等の見舞金など健康管理全般に要する経費でありまして、主なものといたしましては、健康診断委託事業費、学校医委託事業費などとなっております。

次に、80ページに移りまして、第3目の学校給食費についてであります。これは児童・生徒等へ学校給食を提供するための共同調理場及び単独調理場の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、臨時調

理員等の賃金及び燃料費などの学校給食管理費、大畑学校給食センターで使用している学校給食運搬用自動車更新事業費などとなっております。

以上が第10款教育費のうち、教育委員会が所管しております費目の説明となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） それでは、第10款教育費のうち、民生部が所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の79ページをお開き願います。

第5項保健体育費、第1目の保健体育総務費についてであります。これは一般職員の給与、スポーツの推進、各種団体の育成や支援などに要する経費でありまして、主なものといたしましては、一般職員の給与費のほか、むつ市体育協会及びスポーツ大会開催団体等への補助金、公用自動車購入費などとなっております。

次に、80ページに移りまして、第4目の体育施設管理費についてであります。これは陸上競技場や野球場、スキー場など体育館を除いた体育施設の維持管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、むつ地区並びに大畑地区の体育施設指定管理料のほか、各施設の改修事業費などとなっております。

次に、第5目の体育館管理費についてであります。これは大畑体育館及び川内体育館の維持管理に要する経費となっております。

次に、81ページに移りまして、第6目のウェルネスパーク管理費についてであります。これはむつ市ウェルネスパークの管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、ウェルネスパーク指定管理料のほか、長期使用による性能劣化が著しい冷房用熱交換設備や、プールの水質保全に供する機器の改修事業費を計上しております。

次に、第7目の防災緑地・大平マリーナ管理費についてであります。これは平成13年3月策定の大湊港港湾振興ビジョンに基づき整備された防災緑地と大平マリーナ緑地、これを県との協定により市が管理するため、管理費を計上するものであります。

次に、第8目の体育館整備費についてであります。これは平成32年度のオープンを目指して、むつ市総合アリーナを整備するための事業費でありまして、アリーナ本体の建設工事費及び設計管理業務委託料は、平成30年度から平成31年度までの2カ年の継続費とし、年割額35億771万9,000円を計上するほか、外構工事費として2億1,000万円、その他整備事業に要する建築検査費など、予算総額は37億2,444万5,000円となっております。

以上が第10款教育費のうち、民生部が所管しております費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 2点ほど質疑させていただきます。

まず最初は、昨年の決算のときも話しましたが、市民スポーツ課の机の並びにむつ市体育協会の方が一緒に座っていて仕事をしている状況について、情報セキュリティー上、果たして妥当なのか、それでいいのかという話をさせていただきました。その後その状況はどういうふうになったのか、お知らせを願いたいと思います。

2つ目は、むつ下北地区小学校陸上競技大会についてであります。これは、主催がむつ下北小学校陸上競技大会実行委員会というところですが、ここにはむつ市教育委員会から実行委員として人を出しております。あわせて補助金も出しております。主催は下北の校長会、後援はむつ市並びに下北管内各教育委員会というふうなことがありますので、お聞きすることをご理解願いたいと思います。

内容はということかということ、毎年そうなのですけれども、学校対抗になっていまして、地域クラブの子供が出られないというふうなことになっています。しかしながら、青森県の上部大会、青森県の小学校交流陸上大会の予選会も兼ねておりまして、ここでは学校の名前で出場して、予選会を通して県大会の権利を得た選手はクラブの名前を使って上部の大会に出ること、出てくださいというふうな矛盾の状態が長年続いております。小学校の部活動を廃止しようと、地域クラブに移行しようと言っているさなか、教育委員会はいまだにこのことを直そうとしないように感じます。そのことについて所見をお伺いします。

○委員長（佐々木 肇） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） むつ市体育協会が市の庁舎内、市民スポーツ課と近いところにいることについてのセキュリティーということで、以前の議会でもご質問をいただいた件というふうに捉えております。

市では、各市の状況を確認させていただきました。この体育協会、他市においては、まず市の管理する施設に事務局を置いているところが多くありました。その他むつ市もそうであったのですが、市がこの体育協会事務局を兼任、兼ねるといいますか、お手伝いをしている場合に市役所内に置いているというところが確かにあります。

私どもの市も、以前はこの体育協会の事務を市の職員がお手伝いをして行

っていたという時期があり、その後体育協会が法人化に基づいて、市とその事務を分担する際に今の場所に配置をしてきたという経緯があります。これらを踏まえまして、私どもとしても、できればあり方については検討してまいりたいと思いますが、むつ市体育協会、非常に市のお手伝いをしていただいて、市の事業等をサポートしていただいている団体でありますので、今後国体等も開催ということもあることから、その国体の事務局をつくる際にも、この辺も踏まえて今後は検討していきたいと考えております。

現在のところ現状のまま、ご心配になるセキュリティー対策、これらに事故がないように体育協会の職員にも十分話をし、私どもも十分そのことに留意しながら、事務のほうを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- 委員長（佐々木 肇） 学校教育課長。
- 教育委員会事務局副理事学校教育課長（和田正顕） むつ下北地区小学校陸上競技大会につきましてお答えいたします。

スポーツ少年団等への移行が進む中、学校だけではなくスポーツ少年団や個人での参加など、より多くの児童が参加しやすいように、規定については学校ごとの申し込みであったものをスポーツ少年団等クラブの申し込みも可能とすることが望まれると、このように教育委員会では考えております。何よりむつ下北地区小学校陸上競技大会は、むつ下北地区の子供たちにむつ運動公園で走る機会を与えようということで、むつ下北管内の各市町村で補助金を出し合い、大会を継続してきたと伺っております。

教育委員会といたしましては、より多くの子供たちに大会に参加する機会を与えることが望ましいと考え、今後実行委員会及び校長会と協議してまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長（佐々木 肇） 齊藤孝昭委員。
- 委員（齊藤孝昭） 市民スポーツ課と同じく机を並べているむつ市体育協会の事務局について、前回の答弁も部長から同じような話をされましたが、果たしてそれでいいのかということを疑問に思います。であれば、市のお手伝いをしてきている外部の団体が他の部署と机を並べていろんなことをすることも、では可能だということになりませんか。国体があるからとか、あとは市の市民スポーツに関係する仕事を手伝ってもらっているからというふうな理由だけで机を並べて、場所代も取らず、電話も役所の電話を使い、そこで人が仕事をしているというのは、通常の企業では考えられません。

なお、委託される側、委託する側が同じ向かい同士で仕事をしているということに、言葉は悪いのですが、癒着があるのではないかと疑う人もいない

わけではありません。それをどうやって少しでも解決していくかということ
を普通は考えるのに、考えないということはどういうことなのかお聞かせ願
いたいと思います。

小学校の陸上競技大会については、ぜひクラブ所属の子供たちも出られる
ように門を広げてほしいというふうに思います。実現することを願います。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今、前回も含めてですけれども、大変重要なご指摘をいただいたというふ
うに考えております。ただ、我々としては経緯があってこのような形になっ
たということをご理解いただきたいと思います。

それで、市役所の中、今全部見渡しますと、もう一つあるとすると、経済
部に「しもきたTABIあしすと」ということで一般社団法人が同居させて
いただいております。まずそちらの話からすると、こちらはまさに5市町村
が運営をし、経緯があって、事務所を借りてやろうと思ったのですが、事務
所経費すら削減しようということ今一緒になっているということだと思ひ
ます。

今回ご指摘いただいたむつ市体育協会については、これは今NPO法人に
なっているということで、またこれはさらに議論を深めていかなければいけ
ない問題だと思います。そして、まさに一企業あるいは一団体が市役所と同
居することがいいのかどうかということは、市民の皆様にご疑念を持たれな
いようにしないといけないと思います。少なくとも隣のというか、同じスペ
ースで会話が丸聞こえだというような状況というのは、おっしゃるとおりふさ
わしくないというふうに思いますので、来年度しっかりとこの問題について
は解決をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） ぜひやるべき事項だと思います。いつもなのですけれど
も、行政側にこんなことで本当にいいのかなというふうな話をしますと、同
じようなことをしている団体がほかにもあるとか、前例が余りないとかとい
うふうな答えを結構されますが、それって変えることにはきつとつながらな
いと思うのです。やはり今いる現状に疑問を持って前に進むということが今
の時代には非常に必要であって、小学校の陸上競技大会も一緒です。現状に
合わないとわかっていながら、なかなか直さない。直すことにはエネルギー
が必要なので、恐らく大変なことだと思います。しかしながら、今後ますま
す前に進もうという市長またはその他の皆さんの考え方を進めるためには、

やっぱり変えていくことが必要だというふうに思いますので、ぜひよろしく
お願いします。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。中村正志委員。

○委員（中村正志） 2点質疑をさせていただきます。

まず第1項第2目事務局費の中のまさかり高校医学部進学・特進コース事業費についてであります。この事業内容と予算の内訳、あとこの事業の対象者、対象人数、あとは求める成果、加えまして、たしか今年度当初予算にはありませんでしたけれども、これに似たような事業をやっていると思いますので、その事業結果につきましても、あわせてお聞きしたいと思います。

2点目が第4項第3目図書館費の中の映画監督川島雄三生誕100年記念事業費についてであります。先ほど主催事業みたいな話の説明もあったのですが、事業を行います実行委員会の性格、どういう団体なのかというのをお聞きしたいと思います。

この事業の総事業費、事業内容、これによる求める成果についてもあわせてお聞きしたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私のほうからは、まさかり高校のプロジェクトについて、まずその背景、それから事業内容、その予算、その狙っている目的、目標、さらには予算額、これは内訳はちょっと担当から説明させていただきますけれども、さらにことしの事業の成果ということでご紹介をさせていただきます。

まず、まさかり高校のプロジェクトですけれども、むつ市の子供たちは18歳で高等教育機関進学のために市外に巣立つこととなります。真に地域にとって必要な人材となるためには、確かな学力で未来を開く力と地域への深い愛着が重要だと考えております。

小・中学校での取り組みを通じて全国トップクラスの学力というものを今定着させようとして取り組んでいるところでありますけれども、さらにこれを飛躍させるためのプロジェクトとして医学部進学・特進コースを設置したいというふうに考えております。これは、県教委との関係で2年にわたる要望が、これ実現しませんでした。この際、我々のところでしっかりやっていこうというプログラムであります。

さらに、18歳有権者教育の一環として、地域への深い愛着を持たせるためまさかり高校SMILE Projectというものも実施しております。対象となるのは、むつ市に住民登録のある高校生が対象となります。このプログラムは、大きく2つに分けられまして、まず1つ目の医学部進学・特進

コースであります。対象は、主に田名部高校生になるとは思いますけれども、1年生から3年生、各学年10名程度ということで考えております。

事業内容といたしまして、医学部医学科や東大を初めとする難関大学への進学を目指す高校生に対して2つの進学プログラムを実施しようと思っております。まず1つは、予備校講師派遣によります講習会を夏休みや冬休みに行います。もう一つは、大学見学あるいは予備校での講習参加ということで考えております。この目標としては、K P Iということで設定しますけれども、やはり医学部医学科の合格者数を多く出していこうということで考えております。

もう一方のS M I L E P r o j e c tのほうですけれども、こちらは市内にある全高校が対象となりまして、高校生が地域活性化の取り組みを企画立案しながら参画し、模擬投票を通じて有権者学習をすることによって、ふるさとむつ市に深い愛着を持つきっかけをつくっていききたいというふうに思っています。

これも平成27年から開始しておりますけれども、3校合同文化祭ですとか、あるいはべこ餅で地域活性化ということを今既に高校生にやっていただいています。こちらも目標としては、やはり地元の定着率、これを上げていききたいということで掲げさせていただいております。

医学部進学・特進コースのほうは、実はことし実験的にというか、実証実験的にちょっとやらせていただきまして、その際の高校生のアンケートの中では、ほとんどの高校生がこの実力養成に効果的だったというお話があったり、あるいは予備校から先生に来ていただきましたけれども、先生方のお話を聞くと、大変有望な高校生がたくさんいるというようなお話があって、これは私としても可能性があるというふうな形で、見込みをつけて今回このようなプログラムを実施させていただきますので、これが今回のその予算の中で、教育費の中では目玉中の目玉でありますので、ぜひ皆さん、ご協力をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 図書館長。

○教育委員会事務局図書館長（柳田 諭） 映画監督川島雄三生誕100年記念事業についてお答えいたします。

中村委員おっしゃるとおり、実行委員会を組織しまして、その実行委員会のほうに補助金として計上している予算でございます。

実行委員会のメンバーにつきましては、むつ市、そして教育委員会、映画監督川島雄三をしのぶ会の関係団体といえますか、それをもって組織しまし

て、その事業の内容を今検討中であります。

その事業の目的ということになりますが、ことし、先月2月4日に生誕100年を迎えまして、川島監督の存在、偉業、功績を市内外、県外にプロモーションし、一人でも多くの方々が生誕の地でありますむつ市を訪れることでむつ市のイメージアップを図ると、そしてまた特に若い世代を含めまして、市民の方々に映画の魅力、楽しさを再認識していただくと。映画文化の発信ということを目的に、10月14日に下北文化会館で記念事業を開催するという予定になっております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 中村正志委員。

○委員（中村正志） まず、まさかり高校のほうでありますけれども、ただいまの説明ですと、各学年10人程度ということで、これは生徒さんによる手挙げ式でいいのでしょうか。これ希望者が多くなったらどうなるのかなという心配があります。ただ、授業を受ける、講習を受けるのだったら、多少ふえてもそんなに事業費には関係ないのかなと思いますが、ちょっとその辺についてお聞きしたいと思います。

次に、川島雄三監督のほうであります。地域の宝でありますから、生誕100年を大いに祝うということは、非常にいい事業だと思うのですが、最初これ見たとき、ああ、実行委員会だと思って、あと中身見たら全額補助だと思ったら、なかなかないなと私思っていたのですけれども、今お話を聞きますと、市も教育委員会もきちんと入ってやる事業だということでありましたので、その点は全額補助でも、本当であれば市がやるのを、ノウハウを持った人たちを入れてやるということで全額補助もありなのかなというふうに今の説明を聞いて感じました。

そこで、この監督について、若干憂慮しているところが、この監督の偉業を伝えようとしている人たちといますか、それを担っている人たちの高齢化といますか、ちょっと言葉悪いですね、うまい言葉が見つからない、だんだんパワーダウンしてきているのではないかなと。そうなると、やっぱり今100年ですけれども、この後も続けるためには、その部分についてもできればこの100年記念事業の中で手当てできないかなというふうな考えも持つのですが、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、まさかり高校のプロジェクトについてでありますけれども、授業を受ける分には、当然何人でも構わないと思うのですが、それなりにレベルが

高い授業ですので、まずは手を挙げてもらって、その中から選抜してということになります。それに対象者がふえても、それは大丈夫です。

ただ、大学の見学ですとか予備校の講習を受けに行くということを考えておりますので、そちらのほうはかなりそういうレベルを見ながら選抜されることになろうかと思えます。それは、ジュニア大使と同じようなイメージで考えていただければなというふうに思います。

そして、このまさかり高校でありますけれども、今回県立高校の再編の話の中で提案をさせていただいて、私としてはこれ地域でできることは地域でやろうという意味で、一つの再編、統廃合の答えを出したというつもりであります。これは、今ほかの市町村では町立にしようとか、あるいは今回の再編案に反対してということで、非常に難しい状況にある地域もありますけれども、我々としては市でしっかり、やっぱり18歳まで教育の形をつくっていくのだという意思を表明したということでいけば、これは私は全国初の県立高校に対して市がアプローチする全国初の取り組みだというふうに思っておりますし、小さく産んで大きく成長するような、そういうプログラムにしていきたいと、このように考えております。

それから、予算の観点からお話しさせていただきますけれども、川島雄三生誕100年記念事業ですが、これもただ単に川島雄三が好きな人だけが集まるイベントということよりも、むしろ映画という文化に対して市民の皆様の理解が広がっていくような、そういう取り組みにしたいなということで今回予算編成をさせていただいています。その中で先ほど事業の説明があったような内容のことが行われるということでありまして、これはむつ市内にとどまらず、青森市や、あるいは東京のほうでも日活を中心とするイベントが今考えられているという状況ですので、そうした取り組みを通じて市民の皆様に映画に親しむ機会をつくっていききたいと、このように考えております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 何点かお願いします。

まず、74ページの小・中学校費でございますが、洋式へのトイレ改修を毎年進めるということが昨年度ありましたので、本年度はどの程度前に進むのかということをお聞きしたいと思います。

それと、76ページに関根中学校の建設費があるのですが、この建設に伴って、結局古い校舎が残るわけですが、その古い校舎はどうなるのかということをお聞きしたいと思います。

それと次でございますが、81ページのほうのウェルネスパークの管理費で

すが、ウェルネスパークの施設の改修事業費2,600万円ほど計上されておりますので、これもう少し詳しく教えていただければと思います。

また、この改修というのは、100万円以上はむつ市が負担で改修なのかどうか、そのラインも教えていただければと思います。

それと、同じページですが、体育館の整備費で37億円ほど計上されておるのですが、昨年度は維持管理費、ランニングコスト、正確には答弁もらえなかったのですが、今の時点では大体ランニングコストがどのくらいになるのかというのがわかっているのであれば教えていただければと思います。

それと同じページでスキー場管理費が全部廃目になったということで、この理由もお聞かせいただければと思います。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

総合アリーナの件についてのみ私からお答えさせていただきますけれども、この総合アリーナ、この際少し詳細を説明させていただきます。

平成27年9月18日にむつ市の加盟協議団体6代表、これは体育協会を初めとする団体から、32団体ですけれども、要望がありまして、これに所属する人数といえは2,717名の方から早期に建設をしていただきたいという要望を受けさせていただきまして、これを踏まえてメールモニターアンケート等を実施させていただきまして、回答者320名ということでありましたけれども、ぜひ早期に建設をとということでありました。これを踏まえまして、基本構想、基本計画、基本設計、実施計画という段階を踏んで、その都度市民の方々にワークショップという形で、合計186名の方に参加をいただいて、今現状に至っております。

このほかにも全体市民調査、市民の意見調査ということでパブリックコメントを2回実施させていただいており、また建設地については行政報告等で皆様にお示しをさせていただいているところでございます。

今回多額の事業費になります。50年に1度の事業ですから、当然のことですけれども、これを単費ということではなくて、都市公園という仕立てにして都市再生整備計画に位置づけて、国からの交付金ということで、今現在予算案のほうでは10億円を見込んでおりますけれども、なお交渉で上げていただくような形も考えておりますし、さらに県にも同様の要望をしているところで、事業費が40億円を超えていますけれども、自己負担は10億円程度におさめるとということで、非常に市民の皆様にもご理解いただける、そういう事業内容になっているのではないかなと思います。

これは、競技する方だけではなくて、防災の機能があることはもちろん、健康づくりの拠点、さらにはプロスポーツの興業、先に見えているのは国体の利用、そしてオリンピックの合宿所の誘致ということもありますので、これは大変夢の広がる事業だというふうに私自身は認識をしているところでございます。

お尋ねのありました維持費ということでありましてけれども、これも財政のシミュレーションをしていった結果、1億円以内におさめることで、これを適切に財政の健全化を図りながら維持できるという試算がございまして、これにしっかりとおさまるような形で運営をしてみたいと考えております。

そのほかについては、担当からお答えをさせていただきます。

○委員長（佐々木 肇） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（伊藤大治郎） お答えいたします。

まずウェルネスパーク管理費のウェルネスパーク施設改修事業費のところをもう少し細かくというお尋ねでございました。こちらにつきましては、まずろ過器電動弁更新工事、こちら650万円ほどなのですが、これはプールに用いる井戸水のろ過器の電動弁の更新でございまして、プールの水に影響がないように交換するものでございます。

次に、井戸修繕工事1,700万円。こちらは、井戸の水量が減少しておりますので、深く掘ることによって水量を確保するための工事となります。

次に、スキー場管理費、なぜこちら廃目になったのかというお尋ねでございましたけれども、昨年、その目の置き方によって予算書のほうがわかりづらいというようなご指摘をいただきまして、こちらのスキー場の管理費につきましては体育施設管理費のほうに移したということでございますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 教育委員会総括主幹。

○教育委員会事務局総務課総括主幹（畑中 渉） 横垣委員のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目、トイレの改修の件ですが、小学校洋式化の改修予定、来年度はございませんが、中学校のほうで今ふぐあいが出ている箇所ございまして、そちらを修繕で洋式化にできればなど今見積もりをとっている最中でございます。

2点目でございますが、関根中学校の古い校舎は今のところ平成32年度の解体予定としておりますが、平成31年に解体できないかということで、財務

部と交渉を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 済みません。トイレの改修の部分、ちょっと中学校のほうがよく聞こえなかったのですが、もう一回お聞きしたいと思います。そこを教えていただければと思います。

それと、今回下水道接続工事というのが田名部中学校のほうであるのですが、結局こういうことがあるということは、田名部中学校は全て、これは洋式とは関係ないのかな、そのところ、前進があるのかどうかというののもちょっと教えていただければと思います。

○委員長（佐々木 肇） 教育委員会総務課総括主幹。

○教育委員会事務局総務課総括主幹（畑中 渉） 横垣委員のお尋ねにお答えいたします。

トイレ洋式化なのですが、むつ中学校でトイレのふぐあいございまして、実は3カ所ございまして、そのうち今見積もりをとって、少なくとも1カ所は洋式化をしたいなど。できれば3カ所やりたいところですが。

2点目、田名部中学校の下水道接続は、今ある浄化槽を解体して、その解体後に駐車場、あそこは不足しているものですから、アスファルト舗装しまして、駐車場に対応するためこのような金額となっております。あそこの洋式化に関しましても、特別支援に関しましては、多目的トイレということで5カ所今年度整備いたしました。今後も洋式化に向けて検討を進めたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 79ページ、学校保健費のところでお聞きいたします。

学校医委託事業費というのがありますけれども、この委託につきましては、各学校がお医者さんを選んで委託するのでしょうか、それとも教育委員会のほうで先生にお願いして割り当てるのか、または医師会でそれぞれの学校に先生を振り分けているのか、お願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 教育費について、今議論しているのだけれども、答弁できますか。教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局政策推進監総務課長（須藤勝広） お答えいたします。

医師会のほうにうちのほうで言って、医師会のほうで派遣してもらっております。

以上でございます。

- 委員長（佐々木 肇） 濱田栄子委員。
- 委員（濱田栄子） ありがとうございます。医師会のほうで今配置しているということでしたが、皆すばらしいお医者さんだというのは私も信頼しております。ただ、やっぱり先生によりましては、ちょっと厳しくチェックしてくださる方と、子供の成長に見合った診断をしてくださる方もいらっしゃると思います。ですから、できましたら、医師会のほうでローテーションを組みまして、学校医の先生も、学校を少し回っていただけるようお願いしていただきたいなと思いますけれども。
- 委員長（佐々木 肇） 市長。
- 市長（宮下宗一郎） 予算の観点からお答えさせていただきますけれども、先生方に対する信頼が前提になりますので、そのようにご理解いただきたいと存じます。
- 委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。
これで第10款教育費についての質疑を終わります。
ここで、昼食のため午後1時15分まで暫時休憩いたします。
午後 零時03分 休憩
- 午後 1時15分 再開
- 委員長（佐々木 肇） 休憩前に引き続き会議を開きます。
次は、第11款公債費について、理事者の説明を求めます。財務部長。
- 財務部長（氏家 剛） それでは、第11款公債費についてご説明いたします。
予算に関する説明書の82ページをお開き願います。
まず、第1項第1目の元金についてであります。これは各事業の実施や臨時財政対策債等で借り入れした長期債の元金償還金であります。
次に、第2目の利子についてであります。これは長期債及び一時借入金に係る利子の支払いであります。
以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。
- 委員（横垣成年） 1点だけお願いします。
今回、昨年度と比較して9億円ほど長期償還金がふえております。この理由と、今回平成30年度でこの公債費を総額38億9,000万円ほど返すのですが、これによって公債費比率、公債費負担比率、実質公債費比率はどのようにな

る予定でしょうか。よろしく申し上げます。

○委員長（佐々木 肇） 財務課長。

○財務部政策推進監財務課長（松谷 勇） お答えいたします。

公債費につきましては、元金の部分で約9億円ほどの増額となっておりますけれども、こちらにつきましては借りかえを平成30年度に行います。金額のほうは、約8億7,000万円です。元金の償還する部分とあわせて借換債を発行する、相殺され、同額となりますので、財政上の影響のほうは実質はございません。

また、今回の元金等償還に伴いまして、実質公債費比率につきましては、予算ということで把握している数字になりますけれども、約17%台を予定しております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） だんだん実質公債費比率が、平成27年度が16.9%、平成28年度が17.3%、17%前後であります。そうすると17%を切るか切らないか、そこら辺の感触をよろしく申し上げます。

○委員長（佐々木 肇） 財務課長。

○財務部政策推進監財務課長（松谷 勇） お答えいたします。

予算のベースでは17.2%から17.3%を予定しておりますけれども、決算の段階においては、もう少し病院のほうに対する債務負担行為等の支払い等をする予定もございまして、若干決算では上がるおそれがありますけれども、当初予算では17.2%から17.3%ということで試算をしております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで第11款公債費についての質疑を終わります。

次は、第12款諸支出金について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（氏家 剛） それでは、第12款諸支出金についてご説明いたします。ページは同じでございます。

第1項第1目の公営企業費についてであります。これは下北医療センターが運営する病院事業及び公営企業局所管の水道事業会計に対する一般会計の負担金、補助金及び貸付金であります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。中村正

志委員。

○委員（中村正志） 下北医療センター貸付金20億円について、総括質疑でも議論あったのですけれども、平成29年は10億円で、当初予算で倍増ということで、一般会計から下北医療センターのほうに多く出しても、一般会計のほうの財政運営的といいますか、キャッシュフロー的といいますか、そういうようなものを全部勘案しても、こちらの新年度予算みたいにふやしたほうが全体として財政運営的にはいいという判断でこうした、というふうな結論でよろしいのでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 財務課長。

○財務部政策推進監財務課長（松谷 勇） お答えいたします。

現在一般会計のほうでは、平成29年度に33億円ほどの繰替運用を行っております。平成29年度につきましては、そのうちの10億円を下北医療センターのほうに貸し付けを行っておりました。残りについては、一般会計のほうで繰替運用として使わせていただいております。

平成30年度につきましては、やはりむつ総合病院、下北医療センターのほうで常時一時借入をしているということがありますので、20億円貸し付けることによって、その貸し付けの効果が年間を通して100%見込めるということになりましたので、今年度は20億円を下北医療センターのほうに貸し付けることとしたものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 下北医療センターのほうでございしますが、今回のこの負担によって不良債務の残りを教えていただければと思います。それぞれむつ総合病院とか大畑とか、よろしく願います。

○委員長（佐々木 肇） 財務課長。

○財務部政策推進監財務課長（松谷 勇） お答えいたします。

まず、むつ総合病院に対する負担金ということになりますけれども、平成30年度につきましては1億円を計上しておりますので、現段階では27億5,488万9,000円程度になると見込んでおりますが、平成29年度の決算剰余金を用いまして、もし剰余金があるようであれば、もう少し解消のほうに努めたいと思っております。

同じく大畑診療所につきましても、平成30年度については1億円を計上しております。見込みといたしましては、平成30年度で2億5,268万1,000円を見込んでおります。こちらにつきましても、なるべくであれば平成29年度の決算剰余金をもちまして、累積赤字の額を圧縮してまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） むつ総合病院自体の経営というのは、特に赤字になっているという事実はないのかあるのか、そのところをちょっと教えていただければと思います。

○委員長（佐々木 肇） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） お答えいたします。

むつ総合病院の経営というふうなことになるかと思いますが、こちらのほうにつきましては、以前もこの議場の中で議論になったことがございます。何をもって赤字というのか。企業会計の場合、赤字を出したからといって、それすなわち経営状態が悪いと、即判断できるというふうなものではございません。ただし、1つ言えることは、むつ総合病院そのものの経営、なかなかすぐには改善というふうな傾向にはなってはおりませんが、以前に比べますと、少しずつではありますけれども、改善傾向にあるというふうに市といたしましては認識しております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで第12款諸支出金についての質疑を終わります。

次は、第13款予備費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（氏家 剛） それでは、第13款予備費についてご説明いたします。

第1項第1目の予備費についてであります。これは予算の不足を補うためのものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで第13款予備費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午後 1時24分 休憩

午後 1時25分 再開

○委員長（佐々木 肇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第20款市債まで一括説明を受け、審査いたします。

理事者の説明を求めます。税務調整監。

○財務部税務調整監（赤坂吉千代） 歳入のうち、第1款市税についてご説明いたします。予算説明書の10ページから11ページをお開き願います。

初めに、総括的な部分について申し上げます。市税総額は58億5,545万8,000円を計上しております。これを平成29年度と比較しますと、金額では1億455万2,000円、率で1.8%の増となっております。予算の積算に当たっては、平成29年度の決算見込みをもとに、税制改正による影響及び景気経済動向等を加味して求めた調定額に徴収率を乗じて予算額を積算しております。

なお、徴収率につきましては、現年度課税分を98.7%、滞納繰越分を13.4%、全体では前年度比0.1ポイント増の94.2%の見込みとしております。

それでは、税目ごとにご説明いたします。まず、第1項市民税についてであります。前年度に比べ1億6,886万8,000円、率にして6.3%の増の28億3,475万3,000円で計上しております。内訳といたしまして、第1目個人市民税は所得の増、特に給与所得及び営業所得の増を見込み、前年度に比べ1億4,510万6,000円、率にして6.2%の増、第2目法人市民税は、企業業績の改善傾向を反映し、前年度に比べ2,376万2,000円、率にして7.2%の増としております。

次に、第2項固定資産税についてであります。土地及び家屋は評価がえの影響等による減、また償却資産も申告課税状況等を勘案し減となり、全体では前年度に比べ5,517万4,000円、率にして2.5%減の21億7,225万1,000円で計上しております。

次に、第3項軽自動車税についてですが、前年度に比べ334万2,000円、率にして2.3%増の1億4,744万3,000円で計上しております。

次に、第4項市たばこ税についてですが、売り渡し本数の減少により、前年度に比べ1,190万4,000円、率にして2.2%減の5億4,168万5,000円で計上しております。

次に、第5項都市計画税についてですが、前年度に比べ52万6,000円、率にして0.3%減の1億5,769万4,000円で計上しております。

最後に、第6項入湯税についてですが、前年度に比べ5万4,000円、率にして3.2%減の163万2,000円で計上しております。

以上が第1款市税についての説明であります。ご審議のほどよろしくお願

いたします。

○委員長（佐々木 肇） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） それでは、私からは市税を除く歳入についてご説明いたします。予算に関する説明書の11ページ下段からとなります。

まず、第2款地方譲与税についてであります。これは第1項地方揮発油譲与税及び第2項自動車重量譲与税、ともに市町村道の延長及び面積に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ1,200万円、率にして6.2%の減で計上しております。

次に、12ページの第3款利子割交付金についてであります。これは預金利子等の収入に課税された税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ150万円、率にして18.8%の増で計上しております。

次に、第4款配当割交付金についてであります。これは一定の上場株式等の配当等に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ300万円、率にして9.1%の減で計上しております。

次に、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。これは株式等の譲渡所得に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ202万4,000円、率にして9.4%の減で計上しております。

次に、第6款地方消費税交付金についてであります。これは消費税等と同様に課税される地方消費税の一部が国勢調査人口や従業者数等に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ6,000万円、率にして5.7%の増で計上しております。

次に、第7款自動車取得税交付金についてであります。これは自動車取得税の一部が市町村道の延長及び面積に案分して交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ2,100万円、率にして80.8%の増で計上しております。

次に、13ページの第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。これは自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫及び燃料庫等の土地、建物及び工作物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、10分の7が対象資産の価格の案分により、10分の3が所在市町村の財政状況等を考慮し交付されることとなっております。前年度交付見込額に地方

財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ291万7,000円、率にして3.2%の減で計上しております。

次に、第9款地方特例交付金についてであります。これは個人市民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収等を補てんするための特例交付金でありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ400万円、率にして18.2%の増で計上しております。

次に、第10款地方交付税についてであります。これは国税の一部を地方公共団体がひとしくその行うべき事務が遂行できるよう、一定の基準により国から交付されるものでありまして、普通交付税につきましては、前年度交付額に地方財政計画の伸び率を勘案するとともに、基礎数値や単位費用等の入れかえにより、率にして3.6%の減、また特別交付税につきましては、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、率にして1.9%の減、合計では3億6,000万円、率にして3.3%の減で計上しております。

次に、第11款交通安全対策特別交付金についてであります。これは交通安全施設の設置や管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通反則金の収入が交通事故発生件数等を算定の基礎として交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ46万9,000円、率にして8.1%の減で計上しております。

次に、13ページから14ページにかけての第12款分担金及び負担金についてであります。これは下北圏域障害支援区分認定審査会設置負担金、老人ホーム入所者負担金、保育児童保護者負担金等でありまして、前年度に比べ1,165万1,000円、率にして4.8%の減で計上しております。

次に、14ページから16ページにかけての第13款使用料及び手数料についてであります。これは斎場、市営住宅、福祉施設等各種公共施設の利用に係る使用料及び戸籍、健診、一般廃棄物処理等各種行政サービスに係る手数料が主なものでありまして、前年度に比べ3,591万6,000円、率にして16.8%の増で計上しております。これは、平成29年度に実施いたしました一般廃棄物処理手数料の料金見直しにより増となったことなどによるものであります。

次に、16ページから18ページにかけての第14款国庫支出金についてであります。これは各種事務事業に係る国の負担金、補助金及び委託金でありまして、前年度に比べ10億8,191万5,000円、率にして17.3%の増で計上しております。これは、むつ市総合アリーナ整備事業に伴う社会資本整備総合交付金等が増となったことによるものであります。

次に、18ページから21ページにかけての第15款県支出金についてであります。これは各種事務事業に係る県の負担金、補助金及び委託金でありまし

て、前年度に比べ7,842万5,000円、率にして3.3%の減で計上しております。これは、核燃料サイクル交付金等が減となったことによるものであります。

次に、21ページから22ページにかけての第16款財産収入についてであります。これは土地、建物、市有牛等の貸し付けに係るもののほか、市有地、立木等の売り払いに係るものでありまして、前年度に比べ365万1,000円、率にして4.4%の減で計上しております。これは、立木売払収入等が減となったことによるものであります。

次に、23ページの第17款寄附金についてであります。これはふるさと納税寄附金及びまち・ひと・しごと創生寄附金でありまして、前年度に比べ3,378万3,000円、率にして21.5%の増で計上しております。これは、ふるさと納税寄附金が増となったことによるものであります。

次に、第18款繰入金についてであります。これは事業目的によるそれぞれの基金からの繰り入れと特別会計からの繰り入れでありまして、前年度に比べ2億1,718万円、率にして30.9%の増で計上しております。これは、地域振興基金及びふるさと納税寄附金基金等に係る繰入金が増となったことによるものであります。

次に、24ページから26ページにかけての第19款諸収入についてであります。これは中小企業者への資金融資のための原資預託金元金収入のほか、奨学金貸付金元金収入及び一部事務組合下北医療センター貸付金元金収入並びに他の地方公共団体等の事務の受託に伴う事業収入、その他いずれの款にも属さない収入等でありまして、前年度に比べ9億9,329万1,000円、率にして65.7%の増で計上しております。これは、一部事務組合下北医療センター貸付金元金収入等が増となったことによるものであります。

次に、26ページから27ページにかけての第20款市債についてであります。臨時財政対策債は地方財政計画の伸び率を勘案し計上しておりますほか、普通建設事業及び地域基盤安定化基金の財源として発行するものを合わせ、前年度に比べ32億7,700万円、率にして97.7%の増で計上しております。これは、むつ市総合アリーナ整備事業に伴う体育施設整備債及び公債費の平準化を目的とした借換債等が増となったことによるものであります。

この結果、歳入の総額は歳出と同額の382億1,600万円となり、前年度に比べ53億5,600万円、率にして16.3%の増となりました。

市税とあわせまして、以上が歳入全般の説明であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 何点かお願いします。

まず13ページでございしますが、地方交付税が3億6,000万円ほど減となっております。そういう意味では、この減が大体どの時点で底をつくのか、減がなくなるのかというのを教えていただければと思います。

次であります、15ページのところの衛生手数料、3,400万円ほどアップとなっております。これの理由をお聞かせ願いたいと思います。大体想像するのに、ごみの袋の値上げがあったので、その部分が丸々3,400万円の部分かなと思うのですが、よろしくお願いします。

次に、電源立地地域対策交付金でございしますが、この交付金の総額は、まず17ページに15億2,200万円、そして20ページには電源立地地域対策交付金の2億1,000万円足す青森県核燃料物質等取扱税交付金の3億2,000万円、この3つの合計で20億6,100万円が収入となっているのかどうか、これを教えていただければと思います。あと、プラスむつ総合病院のほうの3億6,000万円です。

それと、核燃料サイクル交付金が減となって廃目となった理由をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 財政課長。

○財務部政策推進監財務課長（松谷 勇） お答えいたします。

まず1点目の普通交付税、こちらのほうが3億6,000万円の減額となっておりますけれども、今後の減額、これは合併算定替に伴う減額のことだと思っておりますけれども、平成30年度では7割の減額となっております、来年度、平成31年度が9割となりますので、最終的には平成32年度で合併算定替による措置は終わるということになります。

手数料につきましては、ごみの処理手数料におきまして約3,400万円ほど、こちらのほうは枚数のほうがふえたということによる増額となります。

以上でございします。

○委員長（佐々木 肇） 資金企画室長。

○財務部財務課資金企画室長（澁田 剛） お答えいたします。

電源立地地域対策交付金の金額の確認ということでございしますが、国庫支出金、県支出金合わせますと17億4,050万5,000円ということになりまして、これに青森県核燃料物質等取扱税交付金を加えますと20億6,171万5,000円ということになっております。また、むつ総合病院分につきましては3億6,000万円を予定しております、合わせますと24億2,171万5,000円となることとなります。

また、核燃料サイクル交付金の減の理由ということですのでけれども、平成30年度分ということでは、こちらは青森県から交付される交付金ですのでけれども、その交付の予定の提示がございませんでしたので、計上いたしませんでした。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） そうすると、地方交付税ですが、これ平成32年になると、大体総額でどのくらいになるのか。マイナス100%ということではありますが、今104億ですが、これが大体どのくらいになるのかを教えてくださいと思います。

それと、ごみの衛生手数料の関係ですが、ごみの袋の枚数がふえたから3,400万円ということですが、値上げによって、それでは聞き方を変えますが、値上げによってふえるのはどのくらいになるのか。ごみ袋の値上げがあったので、その部分はこれにどのくらい金額として反映されているのかというのを教えてくださいと思います。

それと、電源立地地域対策交付金ですが、これは核燃料サイクルの部分が減ったので、総額として減ったということですが、これは今回むつ総合病院のほうを外して話ししますと20億6,100万円ほどと。この金額が、今後とも大体同じぐらいの金額で来るのかどうかというのを教えてくださいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 財務課長。

○財務部政策推進監財務課長（松谷 勇） お答えいたします。

普通交付税の合併算定替による措置なのですけれども、こちらのほうは毎年の交付税の算定の中で一本算定、新しい新種の算定の場合と、旧市町村があった場合の交付税の総額の差を平成30年度は7割のうちの3割上乘せさせるということになりますので、これは毎年の計算によって、その一本算定の額に平成32年度はなってしまうということになりまして、今の段階でどういう交付税措置の、そういう単位費用とかの変化等を求めることはできませんけれども、現在89億円で普通交付税のほうは見込んでおりますので、約86億円とか87億円ぐらいということが見込まれると思っております。

また、ごみの袋につきましては、平成29年度中に値上げを行っておりまして、袋の枚数が平成29年度、平成28年度値上げ前の駆け込み需要等がありまして、枚数のほうを平成29年度では800枚程度を少なく見ておりまして、平成30年度につきましては、それが平年ベースに戻ることになります。800枚を前年度に比べて多く積算の中で計上しておりますので、その分が増額となったものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 資金企画室長。

○財務部財務課資金企画室長（澁田 剛） 電源立地地域対策交付金が今後どのように推移するかというふうなお尋ねかと思いますが、電源立地地域対策交付金の国庫支出金及び県支出金につきましては、今後同額程度で推移するように見通しております。

なお、青森県核燃料物質等取扱税交付金につきましては、こちらの交付金は交付金の要綱の期限というのが30年で到来いたしますので、今後については金額の見通しは今のところ立っていないというふうな格好にはなりません。

なお、むつ総合病院分につきましても、あわせまして電源立地地域対策交付金が同程度に推移しますと見通した中で、同程度の額ということで見込んでおります。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 地方交付税が数年後には大体80億円台になるような答弁でございましたが、それを穴埋めするのに対する何か対策というのをとっているのかどうか。多分地域振興基金だとか財政調整基金がそれに対応するということになるのかなというふうに思うのですが、そのところをちょっと教えていただければと思います。

それで、ごみ袋の件ですが、ということは結局ごみ袋の値上げの部分の負担増になった部分というのは、なかなか計算は難しいということでしょうか。そこをお知らせ願えればなど。その値上げの部分の金額を知りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（佐々木 肇） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） お尋ねの1点目です。普通交付税が減少していくというふうなことに對する今後の対策というふうなお尋ねだと思いますが、これにつきましては以前から申し上げておりますように、もう既に減額というふうなことは、その幅がどのぐらいになるのかは不確定ではありますが、減少することには変わりはないというふうな、そういう状況の中で、むつ市財政中期見通し、こちらのほうを作成いたしまして、今後その目減り分をどのようにするかというふうなことにつきましては、その財政中期見通しの後段のほうにおきまして財源対策というふうなことで、数々の歳出の削減の措置であるとか、歳入の確保であるとか、そういうふうなことを明示しております。これに沿ってその対応をしていくというふうなことに変わりはございませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

○委員長（佐々木 肇） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） お答えいたします。

ごみ袋の料金の値上げによってどの程度影響が、というお話だと思います。平成29年度、ごみ袋のほう、値段を改定させていただきました。その結果として、例えば燃えるごみ、この量は平成28年度に比べて非常に圧縮されている状況にあります。また、燃えないごみに資源ごみが混入しているということから、燃えないごみの袋の料金を値上げさせていただいて、資源ごみを値下げさせていただいたと。この効果によって、燃えないごみに混入していた資源ごみが資源として出されているという現状が今年度見えております。しかしながら、平成29年度の状況を見据えてみないと、この値上げの影響というのが、ごみの量が減ったことによることと、それから袋の値上げによってどのような影響になるかということについては、平成29年度の決算を見ながらお答えをさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第28号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言はありませんか。横垣成年委員。

（5番 横垣成年委員登壇）

○委員（横垣成年） 議案第28号 平成30年度むつ市一般会計予算に対し、反対討論を行います。

本案は、原子力広報調査費1,528万5,000円、電源立地地域対策交付金など原発マネーが20億6,100万円計上され、原子力関連交付金に依存した予算となっております。

大型公共事業である総事業費45億円の新体育館、むつ市総合アリーナ整備事業として35億771万円が計上されております。新体育館が欲しいという市民の声は数多くあります。体育館は、20億円から50億円以上とさまざまな規模があるそうでございます。身の丈に合った規模なのでしょうか。防災拠点として、場所も含めもっと精査すべきであります。

4月から介護保険料が引き上げされ、約1億4,000万円もの負担増となります。低所得者に対する何の手当てもすることのない冷たい予算となっております。

原子力関連交付金に依存した大型公共事業中心、低所得者に冷たい本予算

に反対いたします。

○委員長（佐々木 肇） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

議案第28号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者3人）

○委員長（佐々木 肇） 起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 1時56分 再開

○委員長（佐々木 肇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第29号 平成30年度むつ市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（中里 敬） それでは、議案第29号 平成30年度むつ市国民健康保険特別会計予算案についてご説明いたします。

平成30年度の国民健康保険は、4月からの県単位化に伴いまして、県が財政運営の責任主体となることから、国の指導に基づいて予算計上科目が昨年度とは大きく変わっておりますが、保険税の賦課徴収、保険手続や窓口相談などは従来同様に市が担うこととなりますので、被保険者の市民の皆様への影響はほとんどないものと考えております。

また、予算編成に当たりましては、平均加入世帯数を前年度と比較して611世帯減の9,013世帯、平均被保険者数を前年度より1,421人減の1万3,864人と見込んで積算しております。

以上を踏まえまして、平成30年度予算の概要を説明いたします。予算に関する説明書の8ページをお開き願います。

総括表に明示してありますように、平成30年度の予算総額は歳入歳出ともに63億799万円となっており、前年度と比較して15億8,046万6,000円の減となっておりますが、これは県単位化による共同事業の廃止が主な要因であります。

次に、10ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款国

民健康保険税は、被保険者数の減少から、前年度より1億1,964万7,000円減の12億9,746万円を計上しております。

次に、11ページに移りまして、第2款使用料及び手数料は、国保税の督促手数料であります。

次に、第3款国庫支出金、第1項の国庫負担金は、国保制度改革に伴い、保険給付費等に応じて一定の割合で交付される療養給付等負担金が県に交付されること及び市町村の高額医療費共同事業が廃止されることから、13億2,121万8,000円の減となっております。

第2項の国庫補助金は、市町村間の財政力の不均衡を是正するための財政調整交付金が県に交付されることとなるため、5億5,887万5,000円の減となります。

次に、12ページに移りまして、第4款療養給付費等交付金は、退職者医療に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金が県に交付されることとなるため、前年度精算分を計上しております。

次に、第5款県支出金、第1項第1目の保険給付費等交付金は、国保制度改革に伴い新たに設けた費目で、保険給付に必要な経費及び国の特別調整交付金や特定健診などに係る負担金など、県を通じて交付される交付金を見込んで計上しております。

第2項の財政安定化基金交付金は、歳入に不足が生じた場合に県の財政安定化基金から交付を受けるものであります。

次に、13ページに移りまして、第6款財産収入は省略いたしまして、第7款繰入金は、低所得者の保険税軽減分などの保険基盤安定繰入金とその他一般会計からの繰入金等を計上しております。

次に、14ページに移りまして、第8款繰越金は省略いたしまして、14ページから15ページにかけての第9款諸収入についてであります。これは保険税の延滞金や返納金、第三者納付金及びその他いずれの款にも属さない収入等であります。

以上が歳入についての説明でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。予算に関する説明書の16ページをお開き願います。

まず、第1款総務費、第1項の総務管理費についてであります。これは国保の運営管理に要する経費及び青森県国民健康保険団体連合会へ納付する負担金となっております。

次に、第2項の運営協議会費についてであります。これは市の国民健康保険運営協議会に要する経費でありまして、委員報酬と費用弁償などとなっ

ております。

次に、第3項の趣旨普及費についてであります。これは制度の趣旨、普及に要する経費でありまして、健康優良家庭表彰事業及びパンフレットの作成などに要する経費となっております。

次に、17ページに移りまして、第2款保険給付費についてであります。これは被保険者の窓口負担以外の医療費など保険者が負担する経費でありまして、主なものとしたしましては、第1項療養諸費の療養給付費保険者負担金、第2項高額療養費の高額療養費保険者負担金、18ページに移りまして、第4項出産育児諸費の出産育児一時金、第5項葬祭諸費の葬祭費などとなっております。

次に、第3款国民健康保険事業費納付金についてであります。これは国保制度改革に伴い新たに設けられた費目で、財政運営の責任主体となる都道府県に国保税などを財源に市町村が納付するものでありまして、第1項の医療給付費分、第2項の後期高齢者支援金分、19ページに移りまして、第3項の介護納付金分として県から示された納付金を計上するものであります。

次に、第4款共同事業拠出金についてであります。国保制度改革に伴い市町村の共同事業が廃止となるため、19億9,398万4,000円の減となっております。

第5款財政安定化基金拠出金についてであります。これは国保財政の安定化を図るため、県に設置される財政安定化基金から災害や企業の破綻等の発生により保険料収納不足となって貸し付けを受けた際に、交付額の3分の1を負担して補填する拠出金であります。

次に、20ページに移りまして、第6款保健事業費についてであります。これは被保険者の保健事業や予防事業に要する経費でありまして、第1項特定健康診査事業費では、特定健診及び特定保健指導に要する経費を計上しております。

21ページに移りまして、第2項保健事業費では、人間ドック、健康マイレージなどの事業に要する経費のほか、新規事業として実施する国保データを分析する医療費分析事業と糖尿病インストラクターを養成する糖尿病重症化予防事業費などを計上しております。

次に、第7款基金積立金は、財政調整基金等への積立金となります。

次に、第8款公債費についてであります。これは一時借入金の利子の支払いに要する経費であります。

次に、22ページに移りまして、第9款諸支出金についてであります。第1項の償還金及び還付加算金は、国保税の還付金のほか、超過交付となりま

した国庫支出金等の精算に伴う償還金でありまして、第2項の繰出金は川内及び脇野沢の両直営診療所運営費に係る繰出金であります。

次に、第10款予備費は、前年度と同額を計上しております。

以上が歳出についての説明でございます。

これで平成30年度むつ市国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 県移管に伴いまして、若干お尋ねします。

保険税率の改定はあるのかどうか、まず1点お尋ねします。

○委員長（佐々木 肇） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（高杉俊郎） お答えいたします。

平成30年度の税率改正を考えるに当たって考慮すべきポイントとなりますけれども、これはこれまでの国保会計と異なり、保険給付に必要な費用が全額県から交付される仕組みに変わるということでございます。予算総額のうち、保険給付費は約42億円となり、この部分につきましては、支払った額と同額が交付されることにより収支の差し引きがゼロとなりますので、これ以外の約21億円の部分の収支の状況を見ますと、県から示されました国保事業費納付金、市が行う保健事業等の歳出と国保税基盤安定負担金、一般会計繰入金等の歳入がほぼ同額となっております。歳入歳出の均衡が図られている状況でありますので、平成30年度においては税率の改正は必要ないと判断しております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） そうしますと、県への移管に伴う値上げ等について、平成30年についてはないということによろしいのですね。変化がないということによろしいですね。

それで、今まで国保会計について赤字が続いて、それを一般会計から繰り入れしていたのですけれども、平成29年度末での赤字の状況、そしてもし赤字の場合の処理、県移管等があるのかどうか、また一般会計のほうで負担するのか、そこら辺をお尋ねします。

○委員長（佐々木 肇） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（高杉俊郎） お答えいたします。

当市の国保会計の累積赤字につきましては、平成28年度末決算において1億7,853万3,138円となっております。この累積赤字につきましては、平成

25年度に策定した財政健全化指針に沿って一般会計からの繰り入れを行ったこと、平成26年度と平成28年度の2回にわたって税率改正を行い、収支の均衡が図られていること、それから国保制度改革に向けて国の支援が拡充されたこと等により、平成26年度の決算から3年連続で単年度収支黒字を計上しております。赤字の解消がどんどん進んでいる状況でございます。

今年度においても、国の支援は継続されておりますので、保険給付の状況、保険税の収入状況等について慎重に見きわめる必要がございますけれども、前年度並みに推移いたしますれば、今年度で累積赤字が解消されるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 浅利委員と重なる部分がありますけれども、お尋ねいたします。

ことしの1月末に公表されましたけれども、制度変更に伴って、県に納める納付金というものが算定されて公表されています。これを見ますと、公費拡充と激変緩和の措置で伸び率が抑えられたとあります。そして、むつ市の場合には1人当たりの保険料額が9万2,647円ということで今公表されていますけれども、しかし県によると市町村の保険料の算定方式や収納率が異なり、保険料軽減措置前であることから、実際の保険料額は、この試算どおりにはならない、このようなことも書き添えています。むつ市の保険税は上がらないということで受けとめてよろしいのでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（高杉俊郎） 先ほど申し上げましたとおり、必要ないものと判断しております。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで議案第29号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第30号 平成30年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（中里 敬） それでは、議案第30号 平成30年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

本特別会計は、徴収いたしました保険料と一般会計から繰り入れいたしました保険基盤安定負担金を保険者であります青森県後期高齢者医療広域連合に納付することを目的としたものであります。平成30年度の被保険者数は、昨年度と比較いたしまして、174人増の月平均8,976人と見込んで積算しております。

それでは、予算に関する説明書の6ページをお開き願います。総括表に明示してありますように、平成30年度の予算総額は、歳入歳出とも5億2,916万8,000円となっております。

次に、7ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。まず、第1款第1項の後期高齢者医療保険料は、本制度を運営するための保険料で、徴収率については特別徴収と普通徴収を合わせて現年度分を99.55%、滞納繰越分を50%と見込んでおります。

次に、第2款手数料は、保険料の督促に係る督促手数料を計上しております。

次に、第3款繰入金は、県及び市が負担する保険基盤安定負担金で、一般会計からの繰入金であります。

次に、第4款繰越金は、平成29年度本特別会計の剰余金を見込んだものであります。

次に、8ページに移りまして、第5款諸収入は、保険料延滞金、還付金及び還付加算金、その他雑入であります。

次に、9ページに移りまして、引き続き歳出についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。保険料や繰入金といった歳入相当分を広域連合に納付するものであります。

次に、第2款諸支出金は、過年度分の保険料還付金、還付加算金及び督促手数料等の一般会計への繰出金を計上しております。

以上が平成30年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についての説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(佐々木 肇) 質疑なしと認めます。

これで議案第30号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(佐々木 肇) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(佐々木 肇) ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時16分 再開

○委員長(佐々木 肇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第31号 平成30年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進監。

○保健福祉部健康づくり推進監(徳田暁子) それでは、議案第31号 平成30年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

介護保険特別会計は、歳出の第2款保険給付費と第3款地域支援事業費で予算全体の約98%を占め、この2つの額が定まりますと、その給付額、事業費にそれぞれ定められた交付率、補助率を乗ずることにより歳入の主要な部分が決定されるという会計の性質上、まず最初に歳出についてご説明し、その後歳入の説明を行いますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

それでは、歳出についてご説明いたします。予算書14ページをお開き願います。

第1項総務管理費、第1目の一般管理費についてであります。これは介護保険運営事務に係る事務経費でありまして、主なものといたしましては、制度改正に伴う介護保険事務処理システムの改修費となっております。

次に、第2項介護認定審査会費、第1目の介護認定審査会費についてであります。これは介護認定に要する経費で、主なものといたしましては、職

員 5 名分の給与費及び介護認定審査会委員の報酬などとなっております。

次に、15ページに移りまして、第 2 目の認定調査等費についてであります。これは介護認定の調査に要する経費で、主なものといたしましては、認定調査員の18名の報酬のほか、主治医意見書作成手数料となっております。

次に、第 2 款保険給付費、第 1 項介護サービス等諸費についてであります。これは、第 1 目居宅介護サービス給付費から、16ページ、第10目の特例居宅介護サービス計画給付費までの訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービス、さらには住宅改修費等に係る法定負担分に要する経費となっております。

次に、第 2 項介護予防サービス等諸費についてであります。これは第 1 目の介護予防サービス給付費から、17ページ、第 8 目の特例介護予防サービス計画給付費までの予防給付に係る法定負担分に要する経費となっております。

介護予防サービス給付費につきましては、制度改正に伴い、要支援 1、2 の方の介護予防訪問介護と介護予防通所介護が第 2 款保険給付費から第 3 款地域支援事業へ移行することに伴い減額となったものであります。

次に、第 3 項その他諸費についてであります。これは国保連合会への審査支払手数料となっております。

次に、第 4 項高額介護サービス等費についてであります。これは第 1 目の高額介護サービス費及び第 2 目の高額介護予防サービス費の高額な介護費用の軽減に要する経費となっております。

次に、第 5 項特定入所者介護サービス等費についてであります。これは第 1 目の特定入所者介護サービス費から、第 4 目特例特定入所者介護予防サービス費までの介護保険 3 施設における食費及び居住費等の低所得者層の負担軽減に係る法定負担分に要する経費となっております。

次に、18ページの第 6 項高額医療合算介護サービス等費についてであります。これは第 1 目の高額医療合算介護サービス費及び第 2 目の高額医療合算介護予防サービス費ともに医療費と介護費の年間合算額における負担軽減に係る法定負担分に要する経費となっております。

次に、第 3 款地域支援事業費、第 1 項介護予防・生活支援サービス事業費についてであります。これは要支援 1、2 の方の介護予防訪問介護と介護予防通所介護のサービス費やケアプランの作成に係る法定負担分に要する経費となっております。

次に、19ページにかけての第 2 項一般介護予防事業費についてであります。これは65歳以上の第 1 号被保険者と、その支援のための活動にかかわる

方に対して行われる介護予防事業に要する経費となっております。

次に、20ページにかけての第3項包括的支援事業費・任意事業費についてですが、これは高齢者の権利擁護に係る経費のほか、地域包括支援センターの運営に係る経費、在宅医療・介護連携に係る経費、認知症施策に要する経費など、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに要する経費となっております。

次に、21ページに移りまして、第4項その他諸費についてですが、新しい総合事業に係る審査支払手数料となっております。

次に、第5項介護予防給付支援事業費についてですが、これは圏域外の要支援者に対する介護予防プランの作成委託に要する経費となっております。

次に、第4款第1項財政安定化基金拠出金についてですが、これは市の介護保険会計が財源不足に陥った場合、資金の貸し付けや交付を行うために設置している県の財政安定化基金への拠出金でありまして、基金不足が生じた場合に備え、科目存置のため計上したものであります。

次に、第5款第1項基金積立金についてですが、これは財政調整基金の利子を積み立てするものであります。

次に、22ページに移りまして、第6款第1項公債費、第1目利子についてですが、これは保険給付費の支払いに要する一時借入金の利子であります。

次に、第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金についてですが、これは保険料の還付金などであります。

次に、第8款では予備費を計上しております。

以上が介護保険特別会計歳出の説明でございます。

引き続き歳入についてご説明いたします。戻りまして、予算書の9ページをお開き願います。

第1款保険料、第1項介護保険料についてですが、これは65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料でありまして、平成30年度は保険料の改定時期に当たります。算定に関しては、第1号被保険者の負担割合がこれまでの介護給付費に対して22%から23%に引き上げられたこと、平成30年度からの介護報酬が0.54%引き上げられることなどの増要因により、月額標準基準額を6,000円から6,700円としております。また、全体の収納率は96.7%を見込み、12億8,350万2,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして、1億4,753万8,000円の増額となっておりますが、これは第1号被保険者数の増加及び介護保険料の改定によるものです。

次に、第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目の認定審査会負担金についてであります。これは下北圏域介護認定審査会を共同設置している構成町村の負担金であります。

次に、第3款使用料及び手数料、第1項手数料についてであります。これは介護保険料の督促手数料であります。

次に、10ページに移りまして、第4款国庫支出金、第1項国庫負担金についてであります。これは保険給付費のうち、施設給付費の15%とその他の給付費の20%に対し交付を受けるものであります。

次に、第2項国庫補助金についてであります。第1目の調整交付金は、後期高齢者の加入割合及び所得段階別被保険者割合をもとに市町村間の格差を是正するために交付されるもので、第2目の地域支援事業交付金は介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金でありまして、給付割合は25%、第3目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に係る交付金、第4目の介護保険事業補助金は、介護保険事務処理システムの改修経費に対する補助金であります。

次に、第5款支払基金交付金、第1項支払基金交付金についてであります。これは40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の支払基金からの交付金でありまして、第1目の介護給付費交付金については保険給付費の27%、第2目地域支援事業支援交付金については、介護予防・日常生活支援総合事業の27%の交付を受けるものであります。

次に、11ページに移りまして、第6款県支出金、第1項県負担金、第1目の介護給付費負担金についてであります。これは保険給付費のうち、施設給付費の17.5%、その他の給付費の12.5%の交付を受けるものであります。

次に、第2項財政安定化基金支出金についてであります。第1目の交付金、第2目の貸付金とも科目存置のため計上したものであります。

次に、第3項県補助金についてであります。第1目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金でありまして、給付割合は12.5%、第2目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に係る交付金として19.5%の交付を受けるものであります。

次に、12ページに移りまして、第7款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金についてであります。これは財政調整基金の運用利子収入であります。

次に、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金についてであります。これは給付費などに係る市の負担分として一般会計から繰り入れるものとして、

第1目は介護給付費繰入金、第2目は介護予防・日常生活支援総合事業に係る地域支援事業繰入金、第3目は第2目以外の地域支援事業繰入金、第4目はその他一般会計からの繰入金として、事務費及び要介護認定等繰入金と低所得者介護保険料軽減負担分繰入金となっております。

次に、第9款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料、第1目は第1号被保険者延滞金についてであります。

次に、第2項雑入についてであります。第1目は第三者納付金、第2目は不当利得等返納金、第3目は雑入となっております。

以上が歳入についての説明であります。

したがいまして、平成30年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ61億9,695万2,000円となり、前年度当初予算と比較いたしまして1億2,907万2,000円、率にして2.1%の増となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 介護保険の基準額が6,000円から6,700円に引き上げになったということが今話されましたけれども、中身についてちょっとお聞きしたいと思います。これは、まず1つ、何%の引き上げになるのかというふうなことです。

それから、もう一つは、介護保険から支援1と2の方が外されて、そして昨年からは緩和したサービスへ移った方がたくさんいると思うのですが、スムーズに移行が進んでいるのでしょうかということと、もう一つ3点目は、介護保険料の滞納者が出ているということを知っていますが、何人ぐらいいて、そして滞納をどのくらいしたら利用できないという状況になるのか、そして現在利用できないという方がいるのかどうかお聞きいたします。

○委員長（佐々木 肇） 介護福祉課長。

○保健福祉部介護福祉課長 老人憩の家福寿荘所長（千代谷賀土子） お尋ねの1点目、介護保険料基準額は何%引き上げられたかについてであります。6,000円から6,700円でございますので、11.7%の引き上げとなっております。

それと2点目ですが、総合事業の開始により要支援1、要支援2の方がスムーズにサービス移行されたかについてであります。現在の状況であります。スムーズに移行されております。

3点目、滞納者の状況、未納の方の状況であります。平成28年度の実績といたしまして、664件となっております。この方々がサービスを受けられなくなるか、または現在受けていらっしゃる方がいるかということでご

ございますが、未納の方については、個々に相談を受けまして、その方の理由によって分納する、または納期を延ばすなどの対応をさせていただいておりますので、サービスを受けていらっしゃるという方はいらっしゃいません。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 移行がスムーズに進んでいるということで安心はいたしましたけれども、緩和するサービスをとということで、施設のほうへの支払いというのは、金額が減るとかそのようなことはないのでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 介護福祉課長。

○保健福祉部介護福祉課長 老人憩の家福寿荘所長（千代谷賀士子） お答えいたします。

施設への報酬が下がるということはありません。

○委員長（佐々木 肇） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） それも安心しましたけれども、平成15年度の診療報酬の改定によって、施設の経営が苦しくなったというふうな報道を聞きます。また、全国規模でニチイの大手が撤退するというようなニュースも聞いていますが、むつ市ではそういうことはないのでしょうか。経営者のお話なんかは聞いたことはないのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 介護福祉課長。

○保健福祉部介護福祉課長 老人憩の家福寿荘所長（千代谷賀士子） お尋ねにお答えいたします。

事業者の方々へは、平成29年度、国から臨時的な処遇改善加算の拡充というものが行われておりまして、平成29年度処遇改善加算、月額実績で平均1万円を加算しているものであります。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 私は、今回の一般質問で2025年問題、今から7年後の話をしました。今回は平成30年度の予算ですので、平成30年度のことについてお尋ねします。

予算書18ページ、介護予防・生活支援サービス事業なのですけれども、昨年度に比べて倍近く予算を盛っております。恐らく訪問型サービス、通所型サービス、これデイサービスですよね、の人数がふえたからこうなったのかどうかお尋ねしたい。これが1点目。

2点目は、一般介護予防事業費の介護予防普及啓発事業、これはどのような事業をやっているのかお尋ねします。

それから、次のページ、20ページの認知症総合支援事業費なのですけども、これも若干予算がふえていますけれども、これはどのような支援の事業内容なのか教えてください。

○委員長（佐々木 肇） 地域包括支援センター所長。

○保健福祉部地域包括支援センター所長（井田敦子） お答えいたします。

増額になっている理由というのは、平成29年4月から段階的に要支援1、2の方のホームヘルプと、それからデイサービスが第2款の保険給付費から第3款地域支援事業費のほうへ移行することになったということで、人数が倍にふえたということではないです。人数が移行したということになります。

次は、介護予防普及啓発事業とはどういう事業ですかというお尋ねですけども、65歳以上の方を対象に、運動機能、機能向上とか認知症予防とか栄養改善、口腔機能の維持向上など、介護予防の実践方法についての知識や生活習慣改善の取り組みを推進する事業で、運動教室、講演会、介護予防セミナーなどを開催するほか、毎戸配布しているのですけれども、高齢者福祉地域包括支援センターガイドやチラシなどを配布しております。

次に、認知症総合支援事業とはどういうものですかというお尋ねなのですけども、これは認知症になってもできる限り住みなれた地域で暮らし続けるために認知症初期集中支援事業、認知症地域支援ケア向上事業などを行っています。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 何かわかったようなわからないような答弁でしたけれども、これは介護予防人数が余り変わっていないと。ただ、項目がこれ違ったわけでしょう。私が一般質問したとおり、これからだんだんふえていくのですよね。この訪問型も、これは恐らく在宅介護だと思っただけけれども、私は今後ますますふえていくと思う。それに対して私が一般質問したときには答弁してもらいましたがけれども、平成30年度にはどのようなサービスを、何か目新しいあれがあるのかどうか。

それから、介護予防、何するのか、私が勉強不足でわからないのか、ちょっと意味がわからない。もうちょっとわかりやすいような説明をしてください。

それから、認知症総合支援事業費は、私聞くとところによると、GPSを試験的にやるような話を聞きましたけれども、その話はあったのですか、その辺ちょっと。

○委員長（佐々木 肇） 地域包括支援センター所長。

○保健福祉部地域包括支援センター所長（井田敦子） お答えいたします。

平成30年度の新規事業として3つ実施する予定です。1つは、高齢者等見守りネットワークの拡充、これは今現在79事業所の協力事業者と協定を結んでいるのですが、さらに金融機関等にも参加協力を依頼して見守りネットワークの拡大を目指すものです。

次に、2点目として新たな見守りシステムの導入、検証。これは、新しい見守り支援システムを導入して、徘徊模擬訓練等を重ねながら、実証実験を行っていくというものです。

3つ目なのですが、地域の認知症サポートを増加させるということです。これは、認知症サポート認定団体制度を新設して、老人クラブやボランティア団体等に対して認知症サポート団体として認定し、地域の認知症サポーターをふやしていくというもので、さらなる高齢者への見守り、認知症対策を行っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） もろもろ今事業をお聞きしました。

市長、私にも両親がいます、当然両親いるわけですが、まだ元気で親父が97歳、おふくろが91歳です。介護保険に入っているおかげで、もろもろデイサービスも週2回行かせてもらっております。それから、うちのおふくろは、少々認知症ぎみでございまして、一緒にいる家族は、恐らくどこでも大変だと思います。これから老人がふえますので、市長も温かい老人に優しいむつ市をつくると言っておりますので、その点、ひとつ今後ともよろしくそういう対策、対応をしてほしいなど、そのように思っております。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

半田委員のご指摘いただいたとおり、高齢化率というか、これはどんどん上がってきていると。人口が年間800人、1,000人と減っていく中で高齢者の数はふえていて、そして高齢化率も2040年には4割という水準にまで上がると。一部もう既に脇野沢地区では47%ということで、5割近くまで高齢者になっているというような状況です。

そうした中で、やはり高齢者福祉の充実ということが年々この当市の重要な課題になってきているというふうに思っています。私としては、もちろん高齢者の皆様に安心して暮らしていただく環境というものを提供することが第一でありますけれども、高齢者福祉を充実させるということは、この高齢者を支えている現役の世代をさらに支えることになり、そして現役世

代が支えている子育て、子供たちを支えていることになるということであり
ますので、これからはしっかりとした高齢者福祉の充実をやっていきたいと
思います。

新規の事業、今説明ありましたけれども、私が期待をしているのは、やは
り高齢者見守りのネットワーク、それから認知症サポート事業所を含むこう
したネットワーク、こういうことで優しさがつながるまちにむつ市をしてい
きたいというふうに考えております。

また、かつて半田委員から提案のありましたICTを活用した見守りネッ
トワークの仕組みも、「Me-MAMORIO（ミマモリオ）」という新しいシ
ステムを使って来年度実証実験をさせていただきたいと考えております
ので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで議案第31号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤祥子委員。

（4番 工藤祥子委員登壇）

○委員（工藤祥子） 平成30年度むつ市介護保険特別会計予算案について反対
討論を行います。

基準月額で6,000円から6,700円への値上げ改定、11.7%の増額改定率で改
定の影響人数は1万8,490人、年間の引き上げ総額1億3,841万5,200円が反
映されている予算案です。

総費用の半分50%は保険料で支える制度設計になっているため、高齢者が
ふえ、サービスの利用がふえると保険料が負担増となる仕組みで、根本的矛
盾を持っている制度です。

そもそも介護保険制度ができるまでは、措置制度で国50%、県と市が25%
で全額交付負担でした。それが現制度の負担割合は国25%、県12.5%、市
12.5%、保険料50%と国と自治体の負担を半減させたところでスタートさせ、
スタート時に比べ、ほとんどの自治体は2倍の保険料になっていると言われ
ています。現在25%の国の負担率を30%にすれば、市民負担を軽減させるこ
とができます。

これからも年金が下がり、来年の消費税、秋の10%増税を控え、暮らしが
ますます大変になります。国の責任が大きいとはいえ、暮らしを追い詰める
本案に反対いたします。

○委員長（佐々木 肇） ほかに発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(佐々木 肇) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

議案第31号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立者20人、起立しない者3人)

○委員長(佐々木 肇) 起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

ここで、説明員交代のため午後3時まで休憩いたします。

午後 2時50分 休憩

午後 3時00分 再開

○委員長(佐々木 肇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第32号 平成30年度むつ市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。下水道部長。

○公営企業局長下水道部長(萬年茂昭) 議案第32号 平成30年度むつ市下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。予算に関する説明書の6ページのお開き願います。

平成30年度予算の歳入歳出の総額は、いずれも13億9,865万5,000円となっております。

次に、7ページに移りまして、歳入についてであります。第1款事業収入、第1項分担金及び負担金のうち第1目の分担金は、地方自治法が適用されます川内及び脇野沢処理区にかかわる受益者分担金、第2目の負担金は、都市計画法が適用されますむつ及び大畑処理区にかかわる受益者負担金であります。

次に、第2項使用料及び手数料のうち、第1目及び第2目は下水道等の使用料を、第3目及び第4目は排水設備工事店の認可手数料や排水設備工事の検査手数料などとなっております。

次に、8ページに移りまして、第2款国庫支出金は、社会資本整備総合交付金であります。

次に、第3款繰入金は、一般会計からの繰入金であります。

次に、第4款繰越金及び第5款諸収入は、科目存置のため、計上したものであります。

次に、9ページに移りまして、第6款市債は、下水道事業建設改良債、下

水道事業資本費平準化債及び下水道事業公営企業会計適用債であります。

次に、10ページに移りまして、歳出であります。第1款事業費、第1項総務管理費、第1目の一般管理費についてであります。これは職員6名分の給与のほか、使用料徴収事務や下水道台帳更新・保守に要する経費などとなっております。

次に、第2目管渠維持費であります。これは管渠やマンホールポンプの維持管理にかかわる経費となっております。

次に、11ページに移りまして、第3目処理場管理費についてであります。これは4カ所の下水処理場の運転維持管理費に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、動力費の電気料や処理場の運転維持管理業務委託料などとなっております。

次に、第4目の集落排水施設費についてであります。これは脇野沢地区にあります2カ所の漁業集落排水処理施設の運転維持管理に要する経費であります。

次に、第2項建設事業費、第1目の下水道整備費についてであります。これは職員3名分の給与費のほか、下水道施設整備に要する経費でありまして、平成30年度に整備いたします箇所は、中央町、若松町、昭和町、海老川町及び柳町でありまして、管渠整備面積約10.2ヘクタールを予定しております。

次に、12ページに移りまして、第2款公債費についてであります。第1目の元金及び第2目の利子であります。これは長期債の元金及び利子の償還に要する経費であります。

以上が平成30年度むつ市下水道事業特別会計予算の概要でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 下水道料金が改定されたと思うのですが、この平成30年度で、その改定された地域と改定総額が幾ら、負担増です、それが幾ら反映された予算となっているか教えていただければと思います。

○委員長（佐々木 肇） 下水道課長。

○公営企業局下水道課長下水道部下水道課長（中村 亨） 下水道使用料については、川内、大畑、脇野沢処理区を段階的にむつ処理区に統一改定しておりまして、3処理区の改定による増額は合計で約800万円であります。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで議案第32号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

（5番 横垣成年委員登壇）

○委員（横垣成年） 議案第32号 平成30年度むつ市下水道事業特別会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、川内、大畑、脇野沢地区の料金改定、総額で800万円が反映されている予算であることから、本案に反対いたします。

○委員長（佐々木 肇） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

議案第32号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者3人）

○委員長（佐々木 肇） 起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第33号 平成30年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（村田 尚） それでは、議案第33号 平成30年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。予算書の6ページをお開き願います。

この会計は、公共用地の先行取得に関する会計でありまして、予算総額は歳入歳出とも3,441万円を計上しております。

まず、7ページの歳入についてご説明いたします。第1款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金についてであります。これは平成26年度に先行取得いたしました（仮称）田名部まちなか団地建設事業用地の購入及び平成27年度と平成28年度の2年間で取得しております道の駅整備事業用地の購入に係る長期債償還金及び長期債利子償還金、合わせまして3,441万円を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。第1款公債費、第1項公債費、第1目元金についてであります。これは（仮称）田名部まちなか団地建設事業用地及び道の駅整備事業用地の購入に係る長期債償還金3,279万円となっております。

次に、第2目利子についてであります。これは当該2事業用地の購入に係る長期債利子償還金162万円となっております。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで議案第33号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第34号 平成30年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（坂井 隆） それでは、議案第34号 平成30年度むつ市魚市場事業特別会計予算につきましてご説明いたします。予算に関する説明書の6ページをお開き願います。

平成30年度予算総額は、歳入歳出ともに1,234万4,000円となっております。

次に、7ページに移りまして、歳入の第1款使用料及び手数料についてであります。これは魚市場に係る電気使用料などであります。

次に、第2款財産収入についてであります。魚市場基金運用収入1,000円を名目計上しております。

次に、第3款繰入金についてであります。これは地方卸売市場大畑町魚市場基金繰入金及び一般会計繰入金であります。

次に、第4款繰越金及び次のページの第5款諸収入についてであります。1,000円を名目計上しております。

次に、第6款市債についてであります。市場債を計上しております。

次に、9ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは魚市場事務に係る経費等一般管理費及び運営審議会に係る経費であります。

次に、第2款施設費、第1項魚市場施設費、第1目魚市場施設費であります。これは魚市場の管理に係る経費であります。

次に、第2目新魚市場施設整備費についてであります。新魚市場に係る備品購入費を計上しております。

次に、第3款公債費についてであります。長期債利子を計上しております。

以上が魚市場事業特別会計予算の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで議案第34号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第35号 平成30年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（萬年茂昭） 議案第35号 平成30年度むつ市水道事業会計予算についてご説明いたします。予算書の1ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量であります。が、（1）給水戸数は2万4,840戸、（2）年間総給水量は666万8,915立方メートルを見込んでおります。（4）主要な建設改良事業として上水道整備事業、水道管路緊急改善事業、水道施設整備事業及び配水管整備事業を計上しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。が、この予算科目は経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、収入の第1款水道事業収益は17億6,094万3,000円、支出の第1款水道事業費用は16億9,120万8,000円を計上しており、収支差し引きで6,973万5,000円収入が上回る予定であります。詳細

につきましては、4ページ、予算実施計画の収益的収入及び支出を参照していただきたいと存じます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。この予算科目は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設、改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、収入の第1款資本的収入は11億1,852万1,000円、支出の第1款資本的支出は17億1,571万3,000円を計上しており、資本的収入が資本的支出に対し不足する額5億9,719万2,000円は、条文の括弧書きのとおり、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。詳細につきましては、5ページ、予算実施計画の資本的収入及び支出を参照していただきたいと存じます。

次に、2ページをお開き願います。第5条の企業債についてであります。これは予算第4条の資本的収入の企業債9億250万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでありまして、ごらんの表のとおりとなっております。

第6条は、一時借入金の限度額を3億9,700万円と定めております。

第7条は、支出予定の各項間で流用することができることを定めたものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と企業管理者の交際費を定めております。職員給与費の詳細につきましては、7ページから10ページまでの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

第9条は、たな卸資産の購入限度額として、量水器の購入及び配水管等の補修材料の購入限度額を2,270万円と定めております。

財務の状況等につきましては、3ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。

以上、平成30年度むつ市水道事業会計予算の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで議案第35号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(佐々木 肇) ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(佐々木 肇) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 3時20分 閉会)

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会予算審査特別委員会

委員長 佐々木 肇